

2019年10月4日

大津市長

越 直美 様

日本共産党大津市会議員団

幹事長 杉浦 智子

日本共産党大津湖西地区委員会

委員長 柏木 光信

2020年度大津市予算編成にあたっての政策要望

2020年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市議会議員団

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに..... | 4 |
| 政策調整部..... | 5 |
| 1. 平和への取り組みを..... | 5 |
| 2. 原発から市民の健康・安全を守ること..... | 5 |
| 3. 行政主導でのシェアリングエコノミー推進はやめること..... | 5 |
| 4. マイナンバー制度の利用拡大はしないこと..... | 5 |
| 5. 庁舎整備について市民意見を反映させ早期の検討を..... | 6 |
| 6. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を..... | 6 |
| 7. 過疎化が進む地域の振興策を..... | 7 |
| 総務部..... | 7 |
| 1. 平和への取り組みを..... | 7 |
| 2. 市民の生活と人権を守る行政運営を..... | 7 |
| 3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を..... | 8 |
| 4. 消費税引き下げとインボイス制度の導入中止を求めて..... | 9 |
| 5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を..... | 9 |
| 6. 災害に強いまちづくりを..... | 9 |
| 7. 参政権を保障する投票率向上の取り組みを..... | 10 |
| 市民部..... | 10 |
| 1. 市民生活を支える行政サービスの充実を..... | 10 |
| 2. 地域安全・住民自治の発展の促進を..... | 11 |
| 3. 「市民が主人公」の立場に立ったまちづくりを..... | 12 |
| 4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを..... | 13 |
| 福祉子ども部..... | 14 |
| 1. 安心して子育てできる環境整備を..... | 14 |
| 1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を..... | 14 |
| 2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を..... | 15 |
| 3) 地域で安心して子育てができる支援を..... | 16 |
| 2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を..... | 16 |
| 1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を..... | 16 |
| 2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ..... | 18 |
| 3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ..... | 18 |
| 1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を..... | 18 |
| 2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを..... | 19 |
| 健康保険部..... | 20 |
| 1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充..... | 20 |
| 2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ..... | 21 |
| 1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を..... | 21 |
| 2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを..... | 22 |

| | |
|---|----|
| 3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを | 22 |
| 1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ | 22 |
| 2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ | 22 |
| 3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を | 23 |
| 4) 市民の衛生、安全確保の取り組みの強化を | 24 |
| 5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを | 24 |
| 産業観光部 | 24 |
| 1. 地域経済活性化への取り組み強化を | 24 |
| 2. 農林水産業振興と食の安全・安心確保を | 26 |
| 1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を | 26 |
| 2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を | 28 |
| 環境部 | 28 |
| 1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を | 28 |
| 1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を | 28 |
| 2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を | 29 |
| 2. 環境保全対策の充実・強化を | 30 |
| 未来まちづくり部（都市計画） | 30 |
| 1. 災害に備える安全なまちづくりへ | 30 |
| 2. 安心して暮らせる住まいの確保を | 31 |
| 3. 市内のどこに暮らしても安心して暮らせるまちづくりを | 31 |
| 4. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業から市民を守るために | 32 |
| 5. 農地保全をまちづくりの一環として取り組みを | 32 |
| 6. 景観保全や歴史的資源の活用で住民主体のまちづくりを | 32 |
| 7. 駅周辺整備の適切な推進を | 32 |
| 8. 安全・安心な公園・広場の維持管理を | 32 |
| 9. スポーツ施設の改善、バリアフリー推進を | 33 |
| 未来まちづくり部（建設） | 33 |
| 1. 市民の交通・移動権を保障する地域公共交通の充実を | 33 |
| 2. 道路、鉄道の安全性・利便性の抜本的向上を | 34 |
| 3. 利用しやすい駐車場事業の推進を | 34 |
| 4. 生活道路の整備促進を | 34 |
| 5. 琵琶湖大橋は無料へ | 35 |
| 6. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を | 35 |
| 企業局 | 35 |
| 1. いのちの水を守る水道事業の安定運営を | 35 |
| 2. 市民負担に頼らない下水道事業の安定した運営を | 35 |
| 3. 市民に安全・安心の継続したガス供給を | 36 |
| 4. 市民のライフラインを守る職員の養成と職場環境の改善を | 36 |
| 5. いのちを守る料金水準の堅持、減免対応を | 36 |
| 教育委員会 | 36 |
| 1. いじめを乗り越え、子どもの権利条約に基づいた安心して学び成長できる学校へ | 36 |
| 1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを | 36 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を..... | 38 |
| 2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を..... | 40 |
| 消防局 | 41 |
| 1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を..... | 41 |
| 2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を..... | 41 |
| 3. 火災報知器など防災設備の設置促進と防火水槽の維持管理を..... | 41 |
| 4. 人命最優先の救急体制を..... | 41 |

はじめに

国民の暮らしを犠牲にする自公政権のゆがみが、ますます深刻さを増している。この10月1日から、多くの国民、各界識者からの反対、危惧の声に耳を貸さず消費税率の10%への引き上げが強行された。国民の暮らしのみならず、日本経済そのものを破壊するものである。同時に、生活保護費の2年目の段階的削減、後期高齢者医療保険制度の低所得者に対する保険料軽減の特例措置廃止など、社会保障費削減も次々に実施されている。その上、「全世代型社会保障」と称した介護や医療をはじめとした社会保障の給付削減と負担増、病床削減も対象病院名が公表され、着々と進められようとしている。さらには、憲法9条の変更だけでなく、国民の人権を停止する緊急事態条項も含めた憲法改悪に執念を燃やしている。まさに亡国の政治と言わざるを得ない。

また「地方創生」や、地方自治制度の抜本的改革として示されている「自治体戦略 2040 構想」は、人口減を“危機”と捉え、「AI（人工知能）を活用して自治体職員を半減させる」とした「スマート自治体」を目指しているが、これは財界が求めてきた「公共サービスの産業化政策」の具体化である。この方針に沿い、全国の自治体で、AI やロボティクスの公共サービスへの導入、マイナンバー制度による個人情報の集約・ビジネス利用の拡大、水道事業をはじめとした公的業務の民営化や運営権の売却、PFI や外部委託の推進などが「業務改革」の名の下に拡大されている。いま市民は、災害の頻発に加え、自公政権の強権政治と新自由主義経済の矛盾が噴出する社会の中で、疲弊し、格差と貧困に苦しめられている。現在の地方自治「改革」は、住民の生活を向上させ幸福度を高めるどころか、一部の企業が儲けをあげ、住民の命や暮らしが後回しにされる事態につながっており、行政の責任を放棄するものとなっている。どれほど優れた技術でも、それはあくまで人間の仕事をサポートするものでしかないことを肝に銘じる必要がある。

いまほど地方自治体の「住民の福祉向上」という役割を貫くことが求められている時はない。本市が国言いなりでなく市民を守る立場に立つことが、大津市の発展にとっても不可欠である。

しかし、現在の大津市政は、国政を映す鏡となっており、市民や現場無視の市政運営が横行している。この9月通常会議における「コミュニティセンター条例」案をめぐる騒動は、まさにその象徴である。市民の批判や不安の声を置き去りに、スケジュールありきで拙速に条例案を提出しながら、賛成を得られないからと取り下げ、会期内に新しい案を出し直し強行をねらうという民主主義に反する愚を犯した。その挙句、一部の関係者から反対されたからと、新案を説明した翌日にそれを撤回した。これほど市民を愚弄し、議会を無視する行為はない。ルールを無視して強権政治を続ける日本政府と姿勢を一にするものである。我々、日本共産党は満身の怒りを込めて抗議する。今回の事案では、職員との意思疎通も行われず市長の独断専行についても露呈した。これで市民全体に責任を果たす業務の執行が担保されるとは到底言えない。市長には猛省を促すものである。

今さらではあるが、説明責任を果たすことはもちろん、主権者である市民と向き合い、真摯にその声に耳を傾けることは、自治体として第一にすべきことであり、市民が主人公のまちづくりの基本である。

市民、職員がともに考え、本市の課題を明らかにし、その解決のために一丸となって取り組み、議論や検証を重ね、一步一步進んでいくことこそ自治体本来の姿である。誰もがいきいきと暮らし続けられ、住んでいて良かったと思える大津市の実現へ、我々も市民と、そして執行部とも力を合わせて取り組むことを望む立場から、来年度大津市の予算編成にあたっての政策要望を行うものである。

政策調整部

1. 平和への取り組みを

①憲法を守り、地方自治の本旨を貫く行政運営を

- 日韓両国の政治的対立の悪化による文化交流事業の中止や、日本製品の不買運動、観光客の減少などの深刻な影響は、市内にも影を落とす。憲法を順守し 9 条の精神にたち、近隣諸国との外交問題の「対話による平和的解決」を積極的に行うよう政府に求めること。
- 市民の生命・財産を守る立場から、唯一の戦争被爆国として、一日も早い核兵器禁止条約の署名と批准を政府に求めること。
- 国との協議には、地方自治の本旨を貫き、市民の生命と財産を守ることを最優先にあたること。
- 地方自治を担う立場から、思想・信条の自由を侵す国からの押し付けに対して、毅然とした態度で市政運営にあたること。

②自衛隊による要請・訓練等への毅然とした対応を

- 自衛隊の訓練内容について、スケジュールや実態の把握に努め、市民への情報提供を適切に行うよう求めること。
- 自衛隊航空機の飛行や武装自衛官の市街地行軍訓練などの基地外での演習行為が市民に不安を与えている。市民の安全・安心の暮らしを守り平穏な生活を守る観点から、自治体としてきっぱりと中止を求めること。

2. 原発から市民の健康・安全を守ること

- 福島第一原子力発電所の事故から 8 年半、原発が抱える危険性と事故被害の深刻さ、そしてその推進目的が利権でしかないことがいよいよ明白となった。原発は、市民の安全・安心な暮らしを脅かすものであり、原発ゼロと再生可能エネルギーを中心とした新しいエネルギー政策への転換を国に求めること。
- 原発事故を想定した原子力防災訓練は、県や関西電力とも協力し、特に災害弱者の視点から実効性のあるものとなるよう努めること。
- 市長は、郷土や市民の安全・安心の暮らしを守る立場から、原発の再稼動に反対の意思を明確にし、広く発信すること。

3. 行政主導でのシェアリングエコノミー推進はやめること

- 地域問題の解決の手段としてシェアリングエコノミーの推進が行われているが、市民の安定した雇用やサービス利用者の安全を守り、地域社会の安心を確保することは、公の責任である。シェアリングエコノミーサービスの調査・検証を行い、その危険性について、啓発・注意喚起に取り組むこと。
- 特定の民間事業者に便宜を図るシェアリングエコノミー推進事業は中止すること。

4. マイナンバー制度の利用拡大はしないこと

- 「マイナンバーカード」を取得した市民は 12.59% (2019 年 8 月末) に留まっており、市民の人権を守るためにも、国に対しマイナンバー制度の廃止を求めること。
- 多分野の個人情報をも本人の意志とかわりなく紐付けして利用することは、重大なプライバシー権の侵害問題である。市民の個人情報を守る立場に立ち、市独自の新たな情報の紐付けは行わな

いこと。

- 地方公務員等へのマイナンバーカード取得の申請・取得状況の調査、未申請者への勧奨で、事実上の強制が行われている。人権侵害や、パワハラにつながる取得勧奨や調査を中止すること。
- マイナンバーカードの取得について、「強制する意図はないこと」、「申請義務はないこと」、「申請しないことに不利益扱いは生じないこと」を、地方公務員等へ文書で周知すること。

5. 庁舎整備について市民意見を反映させ早期の検討を

- 遅々として進まない庁舎整備について、南北に長い本市の特性、高齢化や市民の利便性の点からも、各学区の支所機能を活用した庁舎機能の分散も含め、あらためてあり方を早急に検討すること。
- 中消防署整備は、市長部局が責任を持って候補地を早期に決定し、計画的推進を図ること。

6. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を

①市民の知る権利を保障する公文書の作成および適正な管理を

- 公文書の不適切な管理が相次いでいる。公文書は、健全な民主主義を支える住民共有の知的資源であり、市政運営について、現在および将来の市民に説明する責務が全うされるよう位置づけを明確にし、文書の作成および適正な管理や廃棄についても、ルールの明確化が必要である。公文書条例創設の検討や規定の見直しを行うこと。
- 意思決定にいたる過程ならびに、事務および事業の実績を合理的に跡付け検証することができるよう、事業全体の経緯も含め漏れなく文書等の記録を作成すること。
- 公文書の公開にあたっては、「原則公開」の下で、市民の知る権利を阻害しないよう、個人の権利が害されるおそれがあると認められる部分以外は、開示すること。

②大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進を

- 男性の正社員にくらべて、女性の正社員の賃金は7割と大きな格差がある。市内企業の賃金格差を是正するよう働きかけること。
- 誰もが多様な価値観や生き方を認め合い、育児や介護、家事に積極的に参加できる働きやすい職場環境づくりなど、各世代を通じた意識改革に向け取り組みを行うこと。
- 政策・意思決定の場において男女の平等な参加を実現するため、遅れている自治会活動における女性参画を進めること。また引き続き、市行政機関において女性の登用を積極的に行い、課題解決にあたること。ハラスメントを許さず、声を上げやすい職場環境づくりに、背景にある課題の解決も含めて取り組むこと。
- 夫婦同姓を法律で義務づけている国は世界で日本だけであり、結婚時の改姓により、仕事上など様々な不利益を受けている女性は多く、女性差別につながっている。選択的夫婦別姓を実現する民法改正を速やかに行うこととあわせ、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項をなくすよう、国に求めること。
- 2017年の刑法改正は、性犯罪を非親告罪としたが、強制性交等罪の「暴行・脅迫要件」が残され、性交同意年齢が13歳に留まるなど、国際水準からは大きく遅れている。強制性交等罪の「暴行・脅迫要件」を撤廃し、子どもが被害者の場合は時効を停止するなどの、刑法の性犯罪規定の抜本改正を国に求めること。

③民族の多様性を認め合い、市民の権利と自由を守り共生社会を目指す市政運営を

- LGBT・性的マイノリティの人たちへの差別解消や支援の推進等、一人ひとりの人格と個性が尊重される大津市をつくることが求められる。課題の解決および積極的な施策を推進すること。
- ICT だけに頼らず、誰もが市政に意見表明できる機会を保障するよう取り組むこと。
- 市民ニーズの把握に努め、市政運営に反対する意見に耳を傾け、謙虚な市政運営を心がけること。
- 行政による「政治的公平」を口実にした市民の言論・表現活動や集会への不当な介入を行わないこと。
- 人権を著しく侵害するヘイトスピーチの根絶は、日本国憲法の精神が求めるところであり、日本も批准している人種差別撤廃条約の要請である。ヘイトスピーチ解消法（2016 年成立）も力にして、ヘイトスピーチを社会から根絶していくために、市を挙げて取り組むこと。
- 出入国管理法（入管法）が改定され、外国人労働者の増加が予想されるが、技能実習生の働かせについて、深刻な実態が明らかになっている。大津市において、外国人の人権、労働者としての権利を守る体制を早急に確立すること。

7. 過疎化が進む地域の振興策を

- 南北に細長い大津市では、各地域に応じた地域振興策が必要であるが、医療・公共交通・農林水産業など課題ごとに各部局任せとなっている。家賃補助や住宅改修など定住促進事業を推進し、部局横断的に大津市の魅力を活かした地域振興策で I ターン、U ターンを呼び込むため、政策調整部としての役割を発揮すること。

総務部

1. 平和への取り組みを

①憲法擁護への積極的な取り組み

- 憲法第 99 条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立ち、「憲法を暮らしに生かす」ために、社会教育の一環として積極的に憲法の理念や内容を市民に普及すること。
- 市民から自発的に起きる憲法擁護の運動を支援すること。

②核兵器廃絶を含め、平和啓発推進への取り組み強化を

- 「ふるさと都市大津」恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組みを強めること。
- 戦争体験者が高齢化し、戦争の記憶が遠ざかる昨今、再び過ちを繰り返さないために、あらためて平和への取り組みの強化と、中止された平和の鐘付き式典は猛暑対策をして復活をすること。

2. 市民の生活と人権を守る行政運営を

①市民本位の施設整備を行うこと

- 公共施設マネジメントは、30%削減という数値目標ありきではなく、公共施設は、市民の財産であるという認識の下、耐震化や長寿命化を基本に、安易に施設を廃止し市民サービスを低下させることのないよう、地域ごとに時間をかけて市民と協議し、必要な施設は増設、整備を進めていくこと。

②市民サービスを後退させる行政改革は行わないこと

- 3年連続で行われた事業レビューは、事業抽出や審議員の選出も含めて手法に問題があり、市民サービスを廃止・縮小するための事業となっている。事業の改善・見直しにあたっては、第三者に委ねる安易な手法を見直し、担当課の責任において利用者や関係者の意見を丁寧に聞き取って行うこと。
- 20年後・30年後の長期的な視点から持続可能な都市経営を進めるためには、市民に負担を強いるばかりの行政改革では市民生活が成り立たない。行政からの一方的なカットの押し付けにならないよう、市民生活を維持・改善し、地域活性化につながる予算編成を行うこと。
- 本市の使用料や手数料は他市よりも大幅に高く、市民負担が大きい。市民の活動や利用が制限されることがあってはならず、料金設定は他市平均を上回らないようにし、値下げすること。
- 戸籍住民課などの窓口業務をはじめ市の事務事業は、個人情報保護に努める役割を第一に、民間派遣・委託はせず、正規職員で対応すること。
- 最適化目的で民間活力の導入を推進しているが、コンサルタント会社の経費は膨らむばかりである。全国一律のコンサルの限界も認識し、地域の実情を把握し市民サービスを提供できるよう、適切な人員配置を行い職員の力量を育てること。

③安定した財政措置を国に求めること

- 地方自治体が主体性を持ち、安定した運営を行える財政制度となるよう、国に改善を求めること。

④安易な指定管理・民間委託の見直しを

- 効率的かつ効果的に良好な公共サービスを実現するための手段として、多様な PPP/PFI の推進が重要とされ、本市においても次々に導入されている。PFI 発祥の地であり、我が国が「手本」としてきた英国では、2018年10月に PFI 廃止の方針が示された。本来、採算性がなくとも市民生活、社会の発展に不可欠な事業を担うのが行政の役割だが、PFI の導入で公的責任がますます放棄されることになる。それに加えて、事業者が経営破綻すれば事業者の変更にも公に戻すにも莫大な費用がかかること、長期に及ぶ契約で柔軟性に欠けること、大企業に有利で市内業者の参入が難しく、地元貢献も期待することしかできないことなど、問題は山積みである。すでに開始された事業については、慎重な対応と契約の履行管理のためのモニタリングを市が責任を持って行うこと。
- 市民の安全・安心を最優先に、安易な指定管理や民間委託は行わず、事業委託にあたっては、効率化や事業費削減ありきではなく、市民目線で適切な管理運営が行われているのか、市職員自らがチェックできなければならない。市として持続的に責任あるモニタリングを行える人員配置とすること。

3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を

- AI や ICT の活用で市民サービスの向上に取り組むとしているが、そうした先端技術は、職員の仕事の代替ではなく、あくまでもツールのひとつとして市民サービスを補完するものである。未成熟な技術に飛びつくのではなく、それぞれの課題を「全体の奉仕者」の視点から見直し、必要な人員を充実させること。
- 会計年度任用職員制度により、これまでグレーゾーンに置かれていた非正規雇用が合法化された。本市では 2020 年度から導入されるが、住民の命と暮らしを支える恒常的な業務は地方公務

員法の原則通り、正規職員として採用すること。

- 市は、法定雇用率達成はもちろんのこと、障がい者の自立・社会参加を促進する立場にあり、早急な雇用率の達成と働きやすい職場づくりに努めること。
- 市民に向き合うコミュニケーションを基本とする公務労働に対して、人事評価がなじむのか、正当な評価がされるのか疑問は大きい。人事評価を給与に反映させないこと。
- 職員の超時間勤務を制限する取り組みによって、市民サービスの低下や、管理職のサービス残業や持ちかえりにつながっていないか、引き続き実態把握に努めること。
- 計画的な人材育成と採用で、市民サービスを担うにふさわしい職員定数の増員を図ること。特に、委託内容を熟知し、事業者への指導が行える技術職の計画的な雇用に努めること。
- 複雑で困難な課題を抱える市民に寄り添い丁寧に課題解決への支援を行うために、実態を把握し専門的知識を有する福祉専門職の雇用と育成に取り組むこと。
- 女性の管理職の登用が進まない現状を把握し、なぜ進まないのかを明らかにして働きやすい職場環境への改善に努めること。

4. 消費税引き下げとインボイス制度の導入中止を求めて

- 2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げは、市民の暮らしに大きな混乱をもたらしている。売り上げが減る上に消費税の増税分を転嫁できず、納税のために“身銭を切って”やりくりせざるを得ない中小企業にとって、10%への増税は死活問題である。さらに事業者には大きな実務負担を強いる「軽減税率」と「キャッシュレスポイント還元制度」、そして免税事業者と簡易課税制度利用事業者を廃業に追い込む「インボイス制度」は、中小企業と小規模事業に大きな打撃となる。市民生活および市内事業者の生業を守る立場から、国に対し消費税引き下げとインボイス制度の導入中止を求めること。
- 消費税率引き上げに伴う、ポイント還元や複数税率対応など市内事業者の状況を把握し、必要な支援を行うこと。

5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を

①労働者の雇用状況の改善を

- 生活できる賃金をはじめ、人間らしく働くことのできる労働条件を保障する賃金下限規制を伴った公契約条例を制定すること。
- 市が発注する指定管理や、業務委託後の労働者の雇用状況の把握に努めること。

②市内の中小零細事業者への発注強化を

- 市民生活の維持向上のためには、持続可能な地域経済が欠かせない。市発注の公共工事は、地域経済の活性化と地元業者育成という観点から、市内の事業者に優先して発注するよう努めること。

6. 災害に強いまちづくりを

①大津市原子力災害避難計画の周知を

- 「大津市原子力災害避難計画」に基づき、原子力防災訓練が実施されている。原子力防災には国や県、電力会社との連携が欠かせない。責任を明らかにして訓練への参加を求めること。

②各学区で地区防災計画を策定できるよう支援を強めること

- 年々頻発する局地的豪雨や台風、いつ発生するか予測できない地震等による大規模災害に対する備えがますます重要となっている。発災後の対応には、市や消防などの行政機関だけでは限界があり、各学区や自治会の自主防災組織の強化を積極的に行うこと。
- 防災マップや防災アプリの活用で、地域の危険個所の把握など、日常的に防災・減災が意識できるよう、有効活用を検討すること。
- 自治会未加入世帯に対しても、防災対策の必要性について啓発・周知できるよう対策を講じること。
- 災害避難時のペット同行避難や避難所での受け入れについては、他市の事例調査も踏まえてルールを明確化し周知すること。また、同行避難対応避難所の指定についても検討を進めること。

③指定避難所の整備を

- 高齢化や観光客の増加に伴い、第一次避難先となる自治会館なども含めて、市の指定避難所を再検討すること。
- 地域の防災拠点である市民センターの整備や機能の強化を行うこと。
- 地域の誰をも受け入れられるよう、指定避難所のバリアフリー化を進めること。
- 避難所となる体育館などの空調設備の整備に、国の災害対策に対する補助金なども活用して早急に取り組むこと。
- 公共施設の安全性チェックを毎年実施し、設置地域に結果の公表を行うこと。
- 順次、指定避難所に自家発電設備を整備し、いつでも使えるように定期点検も行うこと。

④災害情報配信の強化を

- 大規模な停電や道路の寸断によって被災者の把握すら困難となることが予想される。最悪の場合を想定した対応策を検討すること。特に、災害弱者への伝達手段を構築すること。

7. 参政権を保障する投票率向上の取り組みを

- 増加する期日前投票へ対応するため、引き続き利便性の良い場所で投票ができるよう、期日前投票所の増設に取り組むこと。
- 在宅の要介護者が増えていくことが想定されることから、バリアフリー化の推進とあわせて、移動支援や移動投票所など投票環境の改善を検討すること。郵便投票対象者の要件緩和を国に求め、広報を強めること。
- 選挙公報は、早く確実に届けられるよう、配布体制を確立すること。

市民部

1. 市民生活を支える行政サービスの充実を

①契約期間満了を機にコールセンター事業の中止を

- コールセンター事業の開始から4年が経過し、来年度に契約期限を迎える。市民から寄せられる電話は、苦情、相談、要望など様々であり、自治体職員が直接市民と対話してこそ市の施策にも反映できる。現在は受託事業者が対応履歴を分析している状態であり、自治体という立場から分析し、施策の向上に生かすということができていない。契約を更新せず市の直営に戻すこと。

②市民相談・支援体制の充実を

- 大津市社会福祉協議会は、2017 年 10 月に開設された「子ども・若者総合相談窓口」をはじめ、困難を抱える多くの市民の相談・支援を担って開設している。相談の内容は複雑化し、継続的な対応を求められるものが多く、体制の強化のために必要な予算措置を大津市が責任を持って行うこと。
- 市民相談は多岐にわたるため、社協をはじめ関係機関、事業者等との連携が緊密に図れるよう、市が主体的に取り組むこと。

③すべての支所機能の維持・継続を

- 大津市はこれまで、どの地域に暮らしても、同様のサービスが提供されるよう、すべての学区に支所・防災・公民館・地域自治機能を持たせた市民センターを配置し、まちづくりを進めてきた。とりわけ支所および支所職員は、行政の窓口サービスのみならず、他の機能を円滑に進める役割を果たしており、高齢化が進む中でますますその重要性は増している。市が示している「市民センター機能等のあり方実施案」は、市の責任を放棄し、安全・安心の市民生活の持続・発展に反するものであり、多くの反対の声があがっている。実施案は撤回し、将来にわたり 36 学区すべての支所を残し、サービスが低下することがないよう職員を配置すること。

④斎場施設・葬儀ホールの整備と充実を

- 斎場施設・葬儀ホールは、市民の誰もが必要となる終焉の場として市が責任を持つ施設である。生活困窮者のためのプランの充実と周知を図ること。
- 高齢化社会により斎場施設の利用も増加しており、計画的な整備、修繕が必要である。火葬炉のリースによる改修にあたっては、経費や安定性など効果を検証すること。
- 中核市の中でも高い火葬炉の使用料を、来年度からさらに引き上げることになった。市民福祉の観点から市民の利用については無料化を目指すこと。
- 社会状況の変化に対応して、合葬式のお墓を整備する自治体が増えている。墓地を持たない市民や墓地の継承に不安を感じる市民も少なくなく、宗旨・宗派を問わず納骨できる合葬墓の整備に取り組むこと。

2. 地域安全・住民自治の発展の促進を

①詐欺・消費者被害から市民を守る取り組みの充実を

- 振り込み詐欺等の特殊詐欺は年々巧妙化し、被害が後を絶たない。特に高齢者被害は深刻であり、「大津市相談機関連絡会」での取り組みを引き続き強めるとともに、市民同士の声かけが抵抗なく行える環境づくりにも努めること。
- 低年齢層へのオンラインゲームなどインターネットトラブルも多い。成人年齢引き下げにより、若年者が過大な借金を背負うことになる危険性も高まっており、消費者教育のよりいっそうの充実にも努めること。教育委員会や滋賀県との連携も強化し、小中学校のみならず継続的に啓発、注意喚起できるよう取り組むこと。

②防犯カメラの適切な設置・運用への体制づくりを

日本ではいまだに防犯カメラ等を規制する法律が存在せず、プライバシー権の侵害など様々な問題が生じ、住民トラブルも起きている。

- 補助金交付にあたっては、申請時だけでなく、適切な運用がされているかを点検すること。

- 市独自の規制条例の制定を検討すること。
- 人権保護の観点から、規制法令の制定を国、県に求めること。

③自治会活動の活性化に対する支援の拡充を

- 自治会活動や地域の自主防災活動など地域活動の拠点として自治会館の役割も増していく。「ふれあいの家（自治会館）設置事業費補助金制度」の新築・建替えなどの補助金額の増額を行うこと。
- 自治会への加入促進支援のさらなる工夫に努めること。
- 行政からの依頼内容、依頼方法の見直しなど、会員の負担軽減に取り組むこと。また、自治会加入率の向上に支援を強めること。

④自衛隊に対する適切な対応を

- 自衛官募集事務は、法定受託事務とされ自治体に委託されているが、その実施については「義務ではない」という国の見解が示されている。自衛官募集のポスター、懸垂幕の掲示は行わないこと。
- 自衛隊の住民基本台帳の閲覧にあたっては、ルールを厳格化し、職員の立ち合いを徹底すること。引き続き、対象となる年齢者の名簿の抽出や、紙媒体やデータ等での提供を行わないこと。

3. 「市民が主人公」の立場に立ったまちづくりを

①市民が主人公で協働のまちづくりを

- 公民館をコミュニティセンターに移行させるために、2018年3月から、公民館自主事業に向けたモデル事業が7つの地域で始まっている。しかし、コミュニティセンター化については、「市民センター機能のあり方」をめぐる論戦を通じて次々と問題点が明らかになっている。まちづくり協議会に運営を委託する前提で条例が提案されたが、詳細は不透明なままである。また、全市民に関わる重要な事案にもかかわらずスケジュールと結論ありきで進めたため、9月通常会議では市民と議会軽視の市の姿勢があらわとなった。市民への十分な説明もなく、多くの懸念が払拭されない中でコミュニティセンターへの移行は行わないこと。
- まちづくり協議会を「行政の下請け」としないように、行政の果たすべき役割を憲法および地方自治法に基づいて明確にし、責任を持って実行すること。
- まちづくり協議会の設置は、住民の自主的、民主的判断で決定されるものであり、持続性も重要である。期限を設定して協議会を設立させるようなことはしないこと。また、その運営に対しては、地域自治を尊重しながら必要な支援を行うこと。
- 大津市協働提案制度は、地域課題や新たな市政課題の解決に向けて市民とともに施策を構築する制度として、テーマ設定や募集数においても市民の期待に応えられるよう、さらに市民の声を反映した制度へと充実させること。
- すべてのパブリックコメントについて、各支所でも閲覧ができるように努めること。引き続き市民への周知を強めること。

②市民の文化活動、社会活動を保障する施設運営を

- 施設利用料の設定にあたっては、幅広い市民の活用を促し、利用活性化につながるように料金体系、減免措置などの見直しを図ること。
- 市民が気軽・快適に文化・芸術に親しめるように、市民会館など文化施設のバリアフリー化など

市民の声を反映して、速やかに適切な改修を行うこと。

- 文化・芸術活動を担う施設での活動や市民サービスの低下、施設で働く労働者の待遇の悪化を招くことがないように、指定管理料を低下させず、指定管理条件の適切な見直しを図ること。

③スポーツ施設の整備、使いやすいシステムの導入など改善・充実の取り組みを

- 「大津市スポーツ推進計画」に基づき、市民の各世代にわたるスポーツ活動を支援する取り組みを充実させるとともに、地域で実施されるスポーツ事業についても市全体の取り組みとして積極的に拡充すること。また、障がい者のスポーツへの参加機会を増やすためにも、当事者の意見を反映させ、市民誰もがスポーツに親しみ楽しむことができるよう環境の整備に、引き続き努めること。
- 滋賀県での国体開催にあたっては、国や県に対して財政負担を求め、引き続き市として過度の負担とならないよう配慮しながら、必要な施設整備に努めること。
- 市内の体育館などのスポーツ施設の利用にあたってのインターネットによる予約システムやホームページでの案内は、利用者、市民の声を把握し、公平性の確保、予約がしやすい環境づくりに向け、改善に取り組むこと。
- 学校開放事業は、学区外の団体の利用許可は学区が判断している。市として、利用を希望する団体が広く活用できるよう、引き続き啓発、支援に取り組むこと。

4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを

①子どもの声に耳を傾け、成長を支える環境づくりを

児童福祉法は、第1条に子どもが“権利の主体”であると位置づけている。これまでの本市の施策をさらに発展させた、子どもに寄り添う総合的な支援が求められている。

- 子どもを取りまく環境は悪化を続けており、貧困も深刻になっている。また、子どもたちの悩みや置かれている状況は様々であることから、相談事業はいじめに特化せず子どもの困りごとや悩みなどが、相談しやすい環境をつくり、総合的に子どもたちの本音に耳を傾け、庁内、支援団体等と連携し、支え解決する取り組みとして引き続き強化すること。
- いじめ相談では、保護者をはじめ、いじめをなくすために取り組んでいる関係者の声を聞きながら、情報漏えいなどが起きないように細心の注意を払い取り組むこと。ラインを利用した相談事業については、ライン事業者を含む「検証会議」では公平性が担保されないため、第三者による検証を行うこと。
- 「子どもの権利条約」の4つの柱である、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を保障し、あらゆる場面での子どもの発言を保障し、違いを認め合い、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合える場を広げることが求められている。子どもが主体となった地域や保護者などの自主的な取り組みを促進するために、財政面も含め支援すること。
- 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重され、育まれる社会の形成を求めて、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。

福祉子ども部

1. 安心して子育てできる環境整備を

1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を

①就学前保育・教育の質と水準の向上を

- 公立保育園は、保育の質の担保や地域の子育て支援拠点の役割を果たすなど大津の公的福祉を支える重要な役割を担っている。「市立保育園のあり方方針」に対してのパブリックコメントでも明らかである。民間は儲からないと判断すれば撤退することも自由であり、保育園がなくなれば若い世代の減少を招き、地域が寂れることにもつながる。既存の公立保育園については引き続き公立で残すこと。
- 本年10月から幼児教育・保育の無償化が始まった。しかし、対象は3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児であり、保育の一部である給食については3歳以上児の副食材料費を実費徴収するものである。真の無償化を目指して、すべての児童を対象とし、給食副食材料費は公費で負担することを国に求めるとともに、市独自でも取り組むこと。
また、認可外保育園についても5年間の経過措置を設けて対象とされている。死亡事故が多発しているのは認可外保育園であり、事故の確率が高い施設が公的に認められることになるのは許されない。子どもの安全確保の観点から劣悪な施設を排除するために、対象を制限する条例を制定すること。
- 待機児童の解消には、保育士不足解決が不可欠である。公立保育園の保育士採用は正規職員で行い、民間保育園の保育士の労働条件を引き上げるよう、市の支援を強化すること。また、公立保育園の増設に取り組むこと。国に対しても保育単価の引き上げなど、抜本的改善を求めること。
- 派遣での保育士確保はやめること。
- 保育士不足を口実とした保育士の「専門性軽視」は許されない。保育・教育に従事する職員はすべて有資格者とする。
- 公立幼稚園での3歳児保育の実施にあたっては、子どもの発達の観点から、保育園での3歳児保育の15:1の職員配置基準と同様の配置にすること。
- 発達に支援を必要とする児童が増加している下で、全国に先駆けて取り組んできた「大津方式」の要である療育センターの増設を行うとともに、発達指導員の増員や巡回相談体制の充実を図ること。
- 規制緩和された小規模保育事業所や企業主導型保育事業など認可外保育園が増加している。定期監査での指摘事項の改善状況の確認、点検の強化を図ること。また、監査以外の、保育施設の保育内容や人員体制の点検、保育の相談に応じる巡回訪問など、保育の質を確保する仕組みづくりに取り組むこと。
- 大津市独自の公民連携の体制は、大津の保育を豊かに発展させてきた。これまで積み上げられてきた保育水準を後退させることがないよう、民間園の保育研修への参加を図る市としての指導・援助を行うこと。

②良好な保育・教育環境の整備を

- 公立保育園の施設の老朽化が進んでいる。建替えも視野に入れた改修計画を策定し、必要な予算を確保すること。公立保育園の施設改修・建替えのための国庫補助制度の復活を国に求めること。
- 企業が経営する利益優先型の保育施設の進出が可能となり、企業主導型保育事業など、規制緩和された基準に基づく様々な保育事業が展開されている。子どもの命を預かる保育施設は、認可保

育所の整備を基本とし、認可基準の緩和を許さないこと。

- 保育園における給食は、食の安全を担保し、離乳食やアレルギー食、体調不良などへのきめ細やかな対応が行えるよう、公民ともに自園調理の方針を守ること。
- 公立の保育園・幼稚園は、地域の子育て支援の拠点施設として、地域を基礎とした子どもの成長・発達を促す適切な支援を提供できる機能を持つことから、その存在は地域に根付く子育て世代などを増やすためにも大きな力となる。役割が発揮できるよう、存続を図ること。
- 2017 年 4 月より、順次、公立園での 3 年保育が実施されている。しかし、クラス替えができないなど小規模な園は統廃合の対象とされ、結果、地域自らが民間の認定こども園の移行を求めざるを得ない状況となっている。しかし、民間による運営では子どもが減れば安易に撤退することも想定され、ますます過疎化に拍車をかけることとなる。

人口減少が著しい地域については、比叡平地域でのやまのこひろばの実践を活かして、幼稚園と保育園の一体整備などを検討し、原則公立幼稚園を存続させること。

- 一時預かり事業は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実を図る必要があることから、通常保育との連携や保育環境の充実を進めること。

2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

①子どもたちの成長を支える施設整備を

- 児童クラブの整備を民間任せにせず、市が責任を持って進めること。
- 過密化、雨漏りがするなど、児童クラブの施設改善は急務である。早急に改修、建替に必要予算を確保し、改善すること。
- 施設整備にあたっては、バリアフリー化や男女別トイレの増設も同時に進めていくこと。その際、子どもの人数などから機械的に考えるのではなく、子どもの人権を守る立場から適切に設置すること。
- 老朽化した空調設備の整備を、引き続き計画的に行うこと。

②子どもたちの発達を保障する指導員の処遇、体制の改善を

- 子どもたちの発達を保障する指導員の専門性を踏まえ、安心して働き続けることができるよう、正規職員として雇用すること。
- ガイドラインの配置人数を満たす指導員の確保、増員を進めること。
- 障がい児や課題を抱える児童、配慮の必要な児童が安心して過ごすことができるよう実態調査を行い、必要な施設改修や人員配置を行うこと。
- 会計年度任用職員制度の導入にあたり、来年度から児童クラブの開所時間が、9 時 30 分～18 時から 11 時～18 時に短縮されることになる。保育の質にも関わる問題であり、指導員の保育準備や研修、保護者からの相談対応、小学校との連携などの時間を十分に確保するために、従前に戻すこと。
- 災害時・緊急時の保護者への連絡体制、備蓄体制などの防災対策を進めること。

③子どもたちの成長を促す保育内容の充実を

- 豊かな保育実践のため、研修を充実させ、民間児童クラブにも参加を呼びかけること。
- 指導員が積極的に参加できるよう、研修の機会を保障すること。
- 民間児童クラブの開設にあたっては、格差のない保育が実施できるよう、市の適切な指導と、運

営に対する支援を行うこと。

- 児童クラブ事業が公設公営となって18年が経過した。登録料の必要性も含め、子育て支援の立場から、費用負担のあり方について指導員や保護者を交えて議論すること。
- 夏期保育の内容やあり方、臨時指導員の研修などについて、あらためて指導員の声を聞き、検討を行うこと。
- 昼食やおやつのあり方については、子どもたちや保護者の意見も取り入れながら、実情に合った豊かなものとなるよう、引き続き検討・改善を図ること。

3) 地域で安心して子育てができる支援を

① 児童虐待防止のための取り組み強化を

- 子育てへの不安や心配に寄り添い、早期発見・早期対応のための相談・支援体制を常に検証し、充実させるとともに、いじめ相談対策推進室とも連携し、子どもから直接相談できる体制の強化と窓口の周知を行うこと。
- 「大津市要保護児童対策地域協議会」での関係機関の連携を強めながら、地域での見守り体制を充実させること。
- 相談件数の増加に対応するため、子ども家庭相談室職員の処遇改善を図り、正規職員化、必要な人員の確保を計画的に進めること。また、保育士、保健師などの専門職の配置を進めること。
- 大津・高島子ども家庭相談センターへの専門職の配置や、本年4月に開設された一時保護所の設置など体制の充実を図るよう、県に対し強く求めること。また、情報共有や専門家との連携などの取り組みの強化に引き続き取り組むこと。

② 子どもの居場所づくりや地域の子育て活動への支援を

- 無料や低額で利用できる子ども食堂が全国に広がっている。また、食事だけでなく、地域での遊びの場としてのプレイパークや学習などもできる子どもの居場所づくりが、ボランティアやNPO法人などの取り組みによって進んできている。しかし、県からの子ども食堂への補助は廃止されてしまった。市として、公共施設の解放など積極的に協力し、財政支援を行うこと。
- 中高生などの居場所づくりは、青少年の健全育成の観点からも、高校中退の学び直し事業や体験活動、スポーツ・音楽などに取り組める場として重要である。現在取り組みを行っている支援機関と情報共有など連携を図り、より充実したものにする事。

2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を

1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を

① ノーマライゼーションの促進を

- 障害者権利条約、それに基づく障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の実践が求められている。しかしまだまだ、「障害の社会モデル」や「合理的配慮」という考え方への理解が広まっているとは言えない。市として啓発や相談体制を強化し、大津市障害者差別解消支援地域協議会の充実、推進を図ること。また、「合理的配慮」を踏まえた必要な改善を計画的に進めること。
- 市民から職員の障がいに対する理解について疑問の声が寄せられている。すべての職員が障害者権利条約を学ぶ機会を保障すること。とりわけ、障がい者福祉に携わる職員の専門性を高め、障がい者の権利を保障する立場を堅持できる人材育成に取り組むこと。
- 相談支援計画の策定にあたって、相談支援事業所、相談支援員の適切な配置や質の向上を図るた

めに、関係機関とも連携して速やかに体制を整えること。

- ライフステージの移行に従って、途切れることなく必要な相談支援が実施されるよう仕組みづくりに取り組むこと。
- 制定された手話言語条例が具体的に生きる取り組みを進めること。
- 65 歳以上になった障がい者については、一律に介護保険制度に移行するのではなく、高齢になっても地域で暮らし続けるために、継続して障がい者施策を使うことなど、本人の選択の自由を尊重すること。
- 介護保険制度に移行されれば自己負担が発生する。基本合意に基づき、今まで通り利用者負担なくサービスが受けられるよう制度改正を国に求めること。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の名の下に「共生型サービス」が進められようとしているが、これは安上がりな人員体制で複合的なニーズに対応しようとするものである。障がい者・高齢者・子ども・生活困窮者など、各分野の専門性が薄められることがないよう国に求めること。
- 高齢障がい者の利用者負担軽減制度について、実施に向けて検討を進めること。

②障がい者の虐待防止対策の充実を

- 障害者虐待防止法に基づき、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、障害者虐待防止センターの運営は、市直営で行い、体制整備を強化すること。

③生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進と職員確保の支援を

- 障害者自立支援協議会において持続可能な事業のあり方を検討するとして、やまびこ総合支援センターの運営について協議が行われている。今後も市の施設として運営を継続させること。
- 重度障がい児や肢体不自由児を受け入れることができるよう、施設整備を行うこと。
- 事業所の人手不足のために、閉所日が増えたことなどで、必要な時にショートステイが利用できない状況がさらに拡大している。ショートステイを安心して利用できるように、職員確保の支援を行うとともに、緊急時でも受け入れができるよう、事業所を計画的に増やすこと。
- 入所施設やグループホームを希望している人は、200 人を上回っている。早急に整備を進めるとともに、利用者の障害の程度に応じた職員配置、重度者への補助の充実など、財政支援も含め施設・グループホームの管理運営に積極的に支援を行うこと。
- グループホームにおけるスプリンクラー設置が、事業所の財政的負担となっている。スムーズに設置が進むよう市として支援を行うこと。
- 生活介護施設の整備を計画的に進めるとともに、行動障がい者の受け皿の整備を早急に行うこと。

④自立・地域生活を支える体制づくりを

- 本年 4 月からの障害福祉サービス等の報酬改定が及ぼす市内事業所への影響について、実態を調査し必要な支援を行うこと。
- 「自立訓練+就労移行支援」事業“おおつならでは”については、現在 3 箇所開所されている。将来的な計画を持ち、関係機関と連携して拡充を図ること。
- 市として障害者雇用率を早急に達成するよう取り組むとともに、おおつ働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業にも障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活が送れる賃金が確保できるよう、民間事業者にも働きかけること。
- 就労支援事業は非営利性と公益性を原則とする社会福祉事業である。利益追求のために障害者

の雇用の機会が奪われないよう、市として実態を把握し、事業所の責任を追及すること。

- 親の高齢化や障がいの重度化など、個人の努力でどうすることもできない状況下においても安心して地域で生活ができるよう、拠点となる24時間対応のサポートセンターの設置を早急に行うこと。
- 障がい者の単独行動でも公共交通機関の割引が受けられるよう、引き続き関係機関に積極的に働きかけること。
- 安心して外出ができるよう、ノンステップバスの普及と利便性を図ること。
- 市は、2021年4月より移動支援事業を見直すとしているが、今まで以上の負担やサービスの低下を招くことのないようにすること。
- 災害時の要援護者支援を強化するため、障がい者の個別支援計画の作成を進め、地域や事業所との連携を進めること。また、災害時を想定した福祉避難所の施設の改善など、平時から体制を整備すること。
- 放課後デイサービスは、障がい児の大事な生活も場であり、一人ひとりの発達を保障することが基本である。しかし、一部民間施設で暴力事件が発生した。この問題を一事業所のこととして終わらせず、再発防止策を講じること。

2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ

①精神障がい者施策の抜本的改善を

- 施策の抜本的改善を図るためにも、相談体制を充実し、実態把握に努めること。
- 安心して地域で生活ができるよう、通院や働く場の確保など、生活支援施策の充実を図ること。
- 精神障がい者に対する公共交通機関の割引制度を早急に創設するよう、関係機関に働きかけること。

②難病患者への医療・福祉の充実を

- 総合支援法の改正により難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多く残されていることから、国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう、実態調査を行い、大津市独自の支援策を検討すること。
- 人工内耳装用者の体外機交換時の助成を行うこと。

3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ

1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を

①生活保護基準の引き上げを

- 2013年度から生活保護基準の引き下げが強行され、昨年10月から段階的に扶助費のさらなる引き下げが行われている。これでは「健康で文化的な最低限度の生活」は保障できない。「貧困の連鎖」を拡大させる生活保護基準の引き下げはやめ、加算の拡充など行うよう国に求めること。

②市の体制、支援の強化を

- 生活保護受給にあたっては、扶養義務者に対する調査権限が強化されているが、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害することがないように、相談者の立場になり親身になって実態に応じた支給が実現するよう対応すること。
- 困難を抱え相談に訪れる市民が安心して相談できるよう、受付窓口や相談室の環境改善を図ること。

- 生活保護のしおりは一定の改善が行われたが、生存権を守り、当事者の立場に立ったわかりやすいものとなるよう、引き続き改善していくこと。
- 資産申告や扶養照会、同意書、預金残高照会の再提出などを強制せず、申請者の事情を丁寧に聞き取り、配慮ある対応を行うこと。
- 職員 1 人当たりの標準ケースワーク件数は 80 世帯であるにもかかわらず、本市では 1 人で 100 件以上を担当している状況が続いている。自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、1 人当たりの受け持ち件数を標準に近づけることが急務であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。
- 困難を抱え相談窓口を訪れる相談者に対しては、人権を守り相談者に寄り添った相談対応が行えるよう、ケースワーカーの資質向上のための研修を充実させること。また、市民の多様な相談に応じるためにケースワーカーによるケース会議の充実を図ること。
- 生活保護基準の見直しにより、就学援助制度が受けられなくなる人には、今年度も従前と同様の措置がとられることとなったが、他の制度でも保護廃止となる人が引き続き住民税非課税の場合には、厚生労働省の通知などを参考にして、影響する事業について従来と同様の扱いとするよう関係部局に働きかけること。
- 冬季加算が減額となったが、傷病・障害・乳児のいる家庭等で常時在宅が必要な世帯に対しては、法令に基づき特定基準の適用を積極的に行うこと。
- エアコン設置補助については、熱中症対策として、2018 年 3 月以前の生活保護受給者にも適用できるように国に求めること。
- 猛暑の中でも電気代を気にしてエアコンの使用をためらう現状がある。電気料金の補助等支援策として夏季加算を創設すること。
- 学習支援費のクラブ活動費について、請求・支給漏れがないように、クラブ活動の範囲や対象経費など丁寧にわかりやすい周知に努めること。一方で、参考書や一般教養図書などの購入費が対象から外された。国に対象に戻すよう求めること。

2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを

- 生活が急に困窮した際に気軽に相談ができ、そのアセスメント（状況の整理と問題点の把握）や適切な支援機関へのつなぎ、継続してのフォローを関係機関と連携・協力するための、ワンストップの総合相談窓口を設置すること。
- 生活相談に来られる市民の背景には、貧困だけでなく DV、虐待など複数の課題を抱えていることが多いことから、福祉専門の職員の配置を行うこと。
- 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援であるシェルターについては、委託ということで市の主体的取り組みがない。戸数が足りないこともあり、市として空いている市営住宅や空き家を活用するなど安定的に利用できる公的シェルターを設置すること。
- 2017 年度、子どもの貧困の実態把握のための生活実態調査が行われた。関係諸機関の協力を得て結果分析を行い、庁内連携のもとで実効ある数値目標を掲げた「子どもの貧困対策計画」を策定すること。
- 中 3 学習会について、必要に応じて中学 1～2 年生への呼びかけが行われているが、会場や講師の人員体制などの問題で、一部に限られている。予算を増額し、開催日や対象生徒を増やせるように取り組むこと。
- 本市が独自に行ってきた、母子父子家庭等入学祝い金が廃止された。日本は、就労している「ひとり親世帯」の子どもの貧困率が 56%と、先進国で最悪である。母子父子家庭等入学祝い金を

復活させ、よりいっそうの支援を行うこと。

- 「トワイライトステイ」や「フリースペース」など、大津市社会福祉協議会などが行っている取り組みに対し、市の制度として支援していくこと。

健康保険部

1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充

①介護保険制度の連続改悪中止と改善を国に求めよ

- 政府は、「全世代型社会保障」と言いながら、介護保険の利用料の2割、3割への拡大、要介護1、2の保険はずしなどを企てている。「保険あって介護なし」の状況がさらに進む事態となる。利用者の負担を増やし、利用制限につながる制度の大改悪を撤回するよう国に求めること。
- 利用料・保険料などの負担増を抑えながら制度の抜本的改善を図るため、介護保険に対する国庫負担割合を直ちに10%引き上げるよう国に求めること。
- 在宅サービスを制限している要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度へ、国に改善を求めること。

②市として安心の介護保険制度へ改善を

- 高齢者にとって大変重い負担となっている介護保険料を、一般財源を投入して引き下げること。また、県に対しては県基金の活用も求めること。
- 低所得者ほど負担が重く、サービスの利用控えがある。低所得者への利用料減免制度を創設すること。
- 介護認定を受けている方に対し、障害者控除が受けられる可能性があることを、対象となる市民、またはその扶養者一人ひとりに、直接「認定書」を送ること。
- 市町村が独自に実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始から2年が過ぎた。事業が、高齢者がそれぞれにとって必要なサービスが安心して受けられるシステム、内容になっているかという立場から検証し、議会にも報告すること。介護サービスを希望する市民には、チェックシートなどで選別してからではなく、速やかに要介護認定の手続きを行い、申請を抑制することがないようにすること。
- 市民の福祉に責任を負うのは大津市であり、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「緩和したサービス」「住民主体による支援」は取り入れず、事業開始以前のサービス水準を下回らないようにすること。

③介護労働者や事業者支援で安定したサービス提供を

- 介護労働者の不足に対し、安易に外国人労働力を入れるのではなく、処遇改善によって確保・育成を進めるよう、国に求めること。
- 国の介護報酬改定は問題を解決する内容とはなっておらず、事業所の倒産など利用者のサービス抑制や質の低下につながっている。介護報酬の抜本的な引き上げを国に求めること。

④介護施設の整備・拡充を

- 深刻な待機者の解消のためにも、国に対し財政支援を強化するよう求めること。
- 特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の整備について、用地確保をはじめとした支援も強化し、計画目標を確実に達成できるよう手立てを尽くすこと。

⑤地域で高齢者を支える体制の整備を

- 高齢者の社会的孤立や認知症高齢者の交通事故、行方不明も社会問題となっている。家族任せにならないよう、専門機関等と連携を図りながら、高齢者を見守る体制の強化を図ること。民生委員や市社会福祉協議会をはじめ地域と連携して見守り活動や安否確認などに取り組んでいただいているが、幅広い分野へのネットワークの拡大・啓発、地域独自の取り組みに対する支援を行うこと。
- 高齢者の孤独死・孤立死を防ぐために、関係機関の協力を得て日常的な訪問活動、情報提供や実態把握を行うこと。
- 介護の困難さや、介護者の高齢化などから肉体的・精神的な高齢者虐待がなくなる。介護者が不安や心配を気軽に相談できる環境をつくるために、啓発・広報に取り組むとともに相談体制の充実を図ること。
- 地域包括支援センターは、日常生活圏域の基本である小学校区単位での設置が望ましい。将来的には目標を引き上げることを視野に、目標の超過達成を目指すこと。整備にあたっては、民間任せにするのではなく、包括支援センターとしての役割や質が後退することのないように市が責任を持つこと。
- 市内の公共交通の不足から、介護認定を受けていない高齢者でも外出に困難を抱えている。高齢者の生活を支え、事故防止、介護予防のためにも、公共交通の充実が欠かせない。高齢者の外出支援策として、デマンドタクシーの運行を市内全域に拡充できるよう、他部局とも連携して、福祉的な補助を検討すること。
- 庁内で情報共有・連携をし、シルバー人材センターへの委託事業を増やすこと。委託料については、単価の切り下げをせず、適正な労務単価を設定すること。引き続き技能習得への支援に努めること。

2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ

1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を

①安心して医療にかかるよう負担軽減を

- 依然として、保険料の被保険者の所得に対する負担は大きく、保険料を払うと生活できない、医療費が捻出できないなど本末転倒な事態が生まれている。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、市独自で保険料の引き下げを行うこと。子どもにかかる均等割の軽減を行うこと。
- 国保制度が都道府県単位化されたが、住民の命と健康を守る自治体の役割は変わらない。被保険者の負担増にならないよう国・県に対し、各市町の独自事業の継続と一般会計からの法定外繰り入れを認め、交付金を増額するよう求めること。

②医療を受ける権利を保障する制度運営へ

- 「払える資力があるのに払わない人」なのか、「収入が少ないために保険料を払えない人」なのかを丁寧に把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をせず、短期証は郵送すること。
- 生活困窮者減免制度は適用条件が厳しいために使えない状況がある。「世帯全員の預貯金の合計」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などの条件を緩和・撤廃し、安心して使える制度へ改善を図ること。また、国保料通知や広報、ポスター、ホームページ等を

使い、市民にわかりやすく周知すること。

- 滞納徴収が厳しくなり、差し押さえの件数が増加している。滞納者の実態を把握し、連絡が取れないことを理由に、一律に悪質滞納者として差し押さえを行うことがないようにすること。また、給与や年金など生活費が入っている預貯金の差し押さえは行わないこと。
- 払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止をすること。生活保護など福祉施策への接続を確実に行うこと。
- 国保法第44条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。現行の県適用基準が厳しすぎるため、市独自で生活保護基準の1.2倍以下の収入とするなど要件の緩和を行うこと。
- 特定健診の受診率の引き上げへ、引き続き取り組みを強めること。

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを

- 高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する新たな高齢者医療制度を国に求めること。また、今後検討されている、窓口負担原則2割を中止するよう求めること。
- 後期高齢者医療広域連合議会において、これ以上の保険料引き上げを行わないよう主張すること。
- 後期高齢者にも人間ドックの補助を実施するよう滋賀県後期高齢者広域連合に要請するとともに、広域実施を待たずに市独自で実施すること。
- 後期高齢者健康診査は、生活習慣病により医療機関にかかっている人は、原則、対象外とされているが、検診を希望する人（または医師が必要と認める人）については、一定条件を満たせば対象となることを周知すること。
- はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業は、市独自の制度として喜ばれていたため復活を希望する声が多い。高齢者の健康促進に有効であり、制度を復活させること。
- 加齢性難聴者の生活の質の向上や認知症予防などのために、補聴器購入に対する補助制度をつくることを国に求めること。また、市独自の補助を行うこと。

3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを

1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ

- 地域における医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制を強化するために、核となる地域包括支援センターの役割が発揮できるよう、人員を増やすなど機能強化を図ること。
- アルコールや薬物依存は依然として深刻であり、精神保健福祉相談も増え続けている。関係部局と連携して学校での学習など啓発を強めるとともに、保健師を増員すること。
- 難病患者が安心して生活し、必要な医療が受けられるよう、患者を含む家族の状況などを調査し、実態を把握すること。国・県に医療費助成の拡充を求め、市独自の補助制度の創設を検討すること。
- 市民の命と健康を守る立場に立ち、政府が押し進める入院病床の削減は行わないよう、国、県、地域医療調整会議に要請すること。

2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ

①地域医療の拠点としての役割を果たす市民病院へ

- 市立大津市民病院は、地方独立行政法人に移行したとしても市民の命と健康を守る地域医療の

拠点であることに変わりはない。他の医療機関との連携をさらに強化し、双方向で地域医療を守る体制を整備すること。

- 提供する医療の質の低下を招くことがないように、職員の労働環境や処遇の改善を図ること。効率優先ではなく、安全・安心の医療の提供を最優先にした運営を目指すこと。
- 市は、病院設置者としての責任を果たすために必要な財源を繰り入れ、市民病院と連携して経営改善に取り組むこと。

②各種検診事業の推進など保健施策の充実を

- 一般健康診査をはじめ、各種検診の受診率は増加しているとは言え、その向上は大きな課題である。診療所など地域の医療機関と連携した取り組みなどよりいっそうの受診奨励の取り組みを引き続き強め、受診率向上のプログラムを策定すること。特に働く世代を含む成人期の受診率向上に向けた効果的な方法を検討すること。
- がん検診はがんの早期発見に有効である。検診料の値上げはしないこと。
- 環境汚染が引き起こすとされているアトピーや化学物質過敏症の状況や、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンやシックスクール、シックハウスなどの健康被害の調査と安全対策を強化すること。
- 電磁波の影響について、WHO（世界保健機関）の指摘を受けて、アメリカや欧米では電磁保護基準の法制化がなされ、電磁波測定法の規格化が進められている。
電磁波による健康被害を訴える市民もいる。市として住民、とりわけ子どもへの健康被害について実態調査を行うこと。また、低周波電磁波や無線周波数電磁波測定器を市として常備し、市民への貸し出しを行うこと。国に対して電磁波の健康への影響に関する研究をさらに進め、適切に規制を行うよう求めること。
- ヨウ素剤の配布について、国、県からの指示を待たずに具体的に検討すること。
- 小規模事業主による飲食店等が受動喫煙を防止する措置に取り組めるよう、必要な支援を行うこと。受動喫煙防止の徹底を図るため、条例制定を検討すること。

③自殺対策の推進

- 労働基準法の改悪や違法な働き方による過労自殺が多発している。長時間労働を広げる労働法制の規定の撤廃を国に求めること。
- ストレスチェックを有効に活用できるよう、職場への啓発や職場環境の改善、休職からの復帰の取り組みについて、公民を問わず取り組みを促進すること。
- 不安定雇用、無職者に精神疾患を患う人が増えていることから、安定的に働くことができる職場を抜本的に増やすため、ハローワークなどと連携して対策を検討すること。
- 子どもたちが命の大切さや自分の存在意義を実感ができるよう、学びの場を設けるなど、関係部局とも連携して取り組むこと。

3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を

①子どもの医療費無料制度の拡大を

- 子どもの医療費助成制度の対象を中学校卒業まで広げるために、必要な予算を確保し、実現させること。
- 県の制度を早期に拡充するよう、県に強く求めること。

②乳幼児健診は直営で実施を

- 子どもたちの発達を大切に、全国に先駆けて実施してきた本市の乳幼児健診は、安心の子育て、子どもたちの健やかな成長に欠かせない事業である。市が直接実施することにより疾病や発達障害等の早期発見、関係機関との連携による迅速で適切な対応が行え、成果を上げている。子どもの健やかな成長に責任を果たす立場に立ち、民間委託はせず、保護者や関係者の声を聞き共同して充実、発展させ、市が直営で継続すること。

③子ども発達支援センターの充実を

- 発達や情緒に課題を持つ児童・生徒や保護者への支援体制を強化するため、引き続き、専門職をはじめ関係機関などとの連携、体制の充実に取り組むこと。
- 中学卒業から18歳未満までの年代に対する相談支援についても、継続した支援が受けられるように仕組みづくりに取り組むこと。

4) 市民の衛生、安全確保の取り組みの強化を

- 市民の安全な食生活の確保のため、適時に市民への迅速で適切な情報提供のための情報収集、情報管理を行うことや、食品安全の検査体制の強化に努めること。
- 住宅民宿事業法の設立により、民泊施設が増加している。また依然として、無許可民泊も存在している。市内の実態調査などを強め、安全・安心な宿泊および市民生活が確保できるように取り組むこと。

5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを

- 飼い主に対して、適正飼養や終生飼養、安全で快適な飼養保管環境の確保など、動物福祉の基本を保障する義務と責任を学習する取り組みを強めること。
- 災害時におけるペット同行避難者の、避難所の受け入れ体制や動物救護体制等、総務部危機・防災課と連携協力して、他市の事例等研究して対策を講じること。
- 被災動物の保護も含め市民団体の過重な負担が問題となっている。保護されたペットの問題行動はできるだけ矯正しつつ、譲渡の機会を増やせるよう努めること。
- 利益を優先させ動物の命と健康、予防原則をないがしろにしないよう、販売事業者などへの立ち入り検査や幼齢犬猫の販売制限等、監督・指導を徹底すること。
- 地域猫活動支援事業の成果が現れてきている。現在取り組んでいる方々の活動促進や、新たな取り組みが広がるように、近隣自治会の理解を深めることなど、引き続き啓発や支援を強めること。

産業観光部

1. 地域経済活性化への取り組み強化を

①地域経済を守り発展させるため積極的な取り組みを

- 市内に事業所を置く大企業においても、多額の内部留保があることが明らかとなっている。地域経済の活性化のためにも、労働者の賃上げと雇用確保にまわすよう働きかけること。
- 企業立地促進助成制度は、「大規模工場等建設助成金」に限度額を設定するなど資力のある大企業へ多額の税金を費やすあり方を見直し、地域経済を支える中小事業者がより利用しやすく、地域への再投資が期待できる効果的な制度へと発展させること。

②地域経済の主役である中小事業者応援の施策充実を

- 消費税は中小・小規模企業の経営を圧迫し、営業を続けることを困難にしている。国に対して消費税率の引き下げ、廃止を求めること。
- 国は 2021 年度よりインボイス方式の導入を義務づけようとしているが、中小零細事業者にとっては、事務負担増・徴税強化となるため導入しないよう、国に求めること。
- 自営業・農業女性の労働を正當に評価するために、人権を侵害している所得税法 56 条は廃止するよう国に求めること。
- 深刻な経済情勢が長期化する中、地域経済を支える中小・小規模企業振興に向けて市が取り組みを強める姿勢を示すことが業者を激励することにもつながる。地域経済活性化の柱として「中小企業振興条例」を制定すること。
- 中小企業振興については、現在「中小企業振興に関する円卓会議」を中心として取り組みが行われているが、あくまでも市が責任を持って図るべきものであることを認識し、推進すること。実態・要望把握についても、市職員自らが業者を訪問して直接聞き取りをするなど体制を強化して取り組むこと。
- 2017 年 4 月に策定された「大津市中小企業振興計画」は、来年度が計画の最終年度となる。目標達成に不足していることを明確にし、取り組みを強化すること。
- 事業者が持続的に発展するため、経営のノウハウや地域資源の活用、販路拡大などの支援体制を事業者の声も聞き、より充実させて取り組むこと。
- 住宅等改修助成事業は、本市でも支出額に対して 20 倍以上の工事額が動き、執行部自ら市内に経済波及効果があり地域経済の活性化につながっていると認めている。消費税増税の影響など、景気悪化が加速することは明らかであり、緊急経済対策としても取り組むべきものである。使いやすい制度に改善をして復活させること。
- 大学等の知恵も借り、また中学校などの教育の場でも中小企業の魅力を生徒、学生に伝える工夫をさらに強めること。「学生就職面接会」が成果につながる場となるよう、さらに充実させること。また、市内の中小企業に就職した新卒者に奨学金返済の一部免除を行うなど、中小企業の後継者対策・人材育成に本腰を入れて取り組むこと。
- 関係機関と連携し、伝統工芸や農林漁業など担い手不足が深刻な産業の雇用確保に向け、面談会の開催や広報に取り組むこと。

③雇用を守り、就労支援を充実させる取り組みの拡充を

- 若者から高齢者まで、働く人を過酷な労働に追い立て使い捨てにする「ブラック労働」が社会問題化し、対策も進められてきているが、いまだ蔓延している。労働者の SOS を受けとめる相談窓口の充実と周知に取り組むこと。
- サービス残業やパワハラなど違法行為の根絶へ、関係機関と連携して情報収集を行い、労働者への適切な情報提供に努めること。
- 市内企業の解雇・人員整理については、事業者の社会的責任を求めるとともに、非正規から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援すること。
- 職業訓練や資格・技術習得の情報提供に留まらず、市としてセミナーを開催するなど、積極的に正規雇用につながる支援を検討すること。

④競輪場跡地利活用は業者任せにせず市が責任を

- この11月、跡地を賃借地として利用とした商業施設がオープンする予定となっている。その運営は民間事業者任せられることになるが、市民の財産である市有地で行われる事業である。交通渋滞の防止、通行の安全・治安・避難所機能の確保など、事業者任せにせず市が責任を持って問題がないかをチェックし、指導・改善に取り組むこと。
- 施設内には市が管理する都市公園も設置される。社会的施設として、バリアフリー化が適切に行われるよう、指導し改善させること。
- 市民や地元自治会から出される声が運営に反映されるよう、市が主体的に関わること。

⑤観光振興で地域の力を引き出すこと

- 道の駅「妹子の里」や「おごと温泉観光公園」について、地場製品の販売や特産品の開発に力を入れ、引き続き地域振興の拠点として役割が発揮できるよう支援すること。
- 大津市の観光振興を推進するために、市内の各地域の特色を生かし取り組めるように、(公社)びわ湖大津観光協会と地域の観光協会の、それぞれの役割を明らかにし、有効な連携が図られるよう取り組むこと。
- 山岳遭難事故を防止するために、適切に現状把握を行い、地元山岳連盟や関係団体との協力・連携を強化し、安全な登山の知識の習得の場の提供や登山道、案内板などのいっそうの整備を図ること。
- インバウンド国際観光推進事業に多額の予算をあて取り組まれているが、外国人観光客の増加が大津の観光事業者の振興、大津の賑わいなど地域経済の活性化にどのような成果を上げているのか検証し、市民や地域の事業者の意見も踏まえ今後の方針を決定していくこと。

2. 農林水産業振興と食の安全・安心確保を

1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を

①安全・安心の食料と地域経済を支える農林水産業を守るよう国に求めること

- TPP11 や FTA などへの参加は日本の農林水産業に深刻な打撃を与える。現在、アメリカとの貿易交渉が進行中で、とりわけ農業分野においてはアメリカの要望を丸呑みする懸念がある。交渉を中止し、食料主権を守り、農業振興に力を入れて食料自給率向上に取り組むよう国に求めること。
- 種子は農業や食料生産の基盤であり、自由経済に任せることはこれを崩すものである。種子法の復活と、種子を守るために国に責任を果たすよう求めること。

②地域の特色を活かした都市農業振興を

- 2015年に成立した都市農業振興基本法は、都市の農業・農地を保存すべきものとして、都市農業の安定的な継続と、その多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的としている。地方自治体には「地方計画」の策定が求められているが、本市ではいまだ議論もされていない。周辺の都市化による水質の汚れや税負担などで、継続が困難になっている。他の部局と連携して速やかに策定すること。
- 農地の転用規制、適正な利用・管理の推進、遊休農地の解消など、市街化区域を含む利用の適正化を図り、農地・緑地の減少を食い止めること。
- 農地の基盤整備、販路確保など、農業生産を拡大する条件を広げること。
- 体験農園を都市農業における大事な施策として充実させるとともに、農業ボランティア、市民農

園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるようにすること。

- 市内で連携し、家庭の生ごみや食品廃棄物、街路・公園などから出る枝葉、家畜ふん尿など、生活の中で大量に発生する有機質廃棄物の堆肥化・ペレット化を進め、リサイクルを生かした有機農業や資源循環型の生産体制を広げること。
- 特色ある大津野菜の生産拡大に向け、県や JA、大学と連携し、伝統野菜の復活とブランド化が進められている。地域の歴史や特色を生かした魅力ある特産品づくりと有効な販売戦略は地域の活性化にもつながる。加工場の建設など、さらなる支援を行うこと。
- 農業支援をより強めるために、農業に精通した職員の配置を進めること。

③地産地消の取り組みの推進を

食の安全・安心が求められ、食料自給率を引き上げることは重要な課題である。

- 地域農業の活性化に向け、生産者と消費者、住民の結びつきを強める機会を設けるなど、地産地消の多面的な発展を図り PR を積極的に行うこと。また、地域で行われている朝市などの取り組みに支援を行うこと。
- 食育の観点から、教育委員会とも連携し、学校給食への地元食材の利用促進を、引き続き図ること。供給目標達成のために、JA とも連携して農産物の生産力向上に取り組むこと。

④地域農業を守り、地域農業者の声の反映を

- 市内の農業者を守り、声を届けるために、農業委員および推進委員の任命にあたっては、市内在住者で、耕作を営む地域農業者を優先させること。
- サイエンスパーク内の競走馬育成施設の設置にあたり地域住民との協議が合意されたが、農業への影響を抑えるためにも、未来まちづくり部と連携し合意が約束通り執行されるよう、市として指導すること。
- 家族農業・小規模農業の重要性が国際的にも共通認識となり、保護・発展の取り組みが行われている。農業が続けられるように、市内農家の支援に積極的に取り組むこと。

⑤新規就農者への支援策の拡充を

青年層や定年退職者層に、新規の就農に意欲を持つ人が増えている一方、高齢化と後継者難で廃業を余儀なくされる農業者が加速度的に増えることが予想される。

- 担い手の確保のためにも、新規就農者が安心して農業に踏み出せるよう、農業委員会や JA など関係機関との連携・協力による施設・設備の整備や技術面への支援策のみならず、定着のための相談体制も充実させるなど支援を強化すること。
- 新規就農者発掘事業の実施の検証を行い、新たな担い手づくりに活かすこと。
- 大津ブランドの開発・販売を促進し、就農者の意欲を高める取り組みを行うこと。

⑥鳥獣害対策への有効な対策を

- 鳥獣被害の防止について、国や県に対し継続した事業の推進・強化を引き続き求めること。
- 里山の獣害を防ぐために、地域の自主的管理を有効に支援できるように、市としても現場経験や専門知識を持つ職員配置に努めること。
- 引き続き生息・行動調査に基づいた有効な手立てを研究し、積極的に導入していくこと。

⑦地域に即した持続可能な森林管理を

- 「新たな森林管理システム」の運用に際しては、一律に森林所有者を選別することなく、憲法の保障する財産権や営業の自由を侵害しないよう今後も取り組むこと。
- 全国的に広がっている自伐型林業の取り組みを支援すること。
- 森林の環境保全にあたっては水源機能など、生物多様性にも配慮し公益的な価値を持続的に守ること。
- 観光資源としても、予防治山や景観保全が必要である。他部局とも連携し、整備に努めること。
- 森林組合と協働し、新規林業就労者の拡大に取り組むこと。

2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を

- 卸売市場法が改定にされた。市場関係者の意見を十分に聴取し、公正な価格形成などに寄与している現行の取り引きルールを堅持すること。
- 市場を民設民営にする公募条件が、当初想定から乖離があるとして大幅に緩和された。老朽化した施設や設備は、予算化しなかった市の責任である。いったん立ち止まり、公設民営も念頭に、市場の今後のあり方について入場業者をはじめ市場関係者との丁寧な協議を行うこと。
- 農業振興、地産地消を推進し、食の安全や適正価格など、市民の安心と安定した供給の役割を果たし、公益性が低下することのないよう取り組むこと。

環境部

1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を

①ごみの分別と減量の促進を

- プラスチックごみや有害物質の発生など地球環境、生態系の破壊はますます深刻となっており、ごみの発生抑制、リサイクル、適切な処理などによる循環型社会の実現は、まさに人類社会の急務である。本市においても、さらなるごみの分別、減量施策の強化を進めるために、市内の連携を強め、幅広く研究・施策の実施に取り組むこと。
- 製造業者が製品の設計段階から廃棄物の発生抑制、減量・資源化を考慮して製造・販売を行う「拡大生産者責任」の導入を国に求めること。
- 事業系食品残渣（ざんさ）の処理について、多角的に有効な手法を引き続き検討すること。
- 高齢者や障がい者など分別をしたくても分別できない市民が増えている。ごみ出し支援戸別収集サービスの広報を強めるとともに、近隣住民等のごみ出しボランティアへの支援策も検討すること。
適切な回収・分別の啓発の際は、配慮をすること。分別についても、収集場所での学校や地元市民のボランティアによる仕分け支援などに取り組んでいる自治体もある。他市の事例も研究し、分別支援策を検討すること。
- 蛍光灯などの有害廃棄物の店頭回収を引き続き推進することや、刈草剪定枝の回収および再生堆肥化を推進すること。堆肥の活用の周知にも取り組むこと。
- 家庭用ゴミ収集の有料化は、今後も行わないこと。
- 台風や集中豪雨など、自然災害による瓦礫など、ごみの搬出・処分については、個人の自己負担ではなく、市の事業として支援すること。
- 事業者がクリーンセンターに草木を搬入する際に、支所でも手続きができるように、オンライン

での搬入台数管理システムの導入を検討すること。

- エコバックの使用の促進に取り組むこと。

②施設整備のあり方について

環境美化センターと北部クリーンセンターの焼却施設の建替え事業が、PFI の手法である DBO 方式により、施設の設計から施工、20 年にわたる運営が一括して、民間の新たなグループ会社に委ねられ工事が始まっている。PFI 事業による契約が解除された事例や、代表企業の破綻により閉鎖に追い込まれた事例もあることから、リスク管理や市民の安全を守る事業実態の監視といった責任も問われてくる。

- 管理者である市の責任で、必要な技術的知識や専門性を持った職員の育成も含め、安全・安心のためのチェック体制を確立し、市民にモニタリング結果を広く公表すること。
- 新施設が稼働されても発電を目的とした安易なプラスチックごみの全量焼却は行わないこと。
- 市の責任で、新施設の計画を広く市民に知らせるシンポジウムや、公募による市民参加の協議会運営、新施設を活用した新たな環境教育など、市民に開かれた事業を積極的に行うこと。
- 地区環境整備事業については、引き続き、他地域との公平性や透明性、他の補助事業との整合性を確保するために、必要な見直しを進めること。

2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

①産業廃棄物不法投棄防止の強化を

- 現在、許可を受けて搬入している事業所に対し、引き続き展開検査を実施させ、市としては立ち入り調査を強化すること。
- 和邇中では、過去の不法投棄の解決に向け、民間事業者が処理を行っている。滋賀県とも連携し、積極的に周辺地域へ、処理状況の情報提供をすること。
- 高濃度の PCB 廃棄物の処理期限が 2021 年 3 月と迫っている。引き続き、掘り起こし調査と期限内処分の指導を強化すること。

②土砂条例のさらなる改正の検討を

- 埋め立てについて、許可を必要とする面積基準を 500 m²以上に改正すること。
- 伊香立南庄町の埋立地は、引き続き定期的に監視、土壌・水質検査を行い、住民の不安解消に努めること。

③汚染土壌処理事業・産業廃棄物処理事業の情報公開の強化を

- 汚染土壌の搬入状況について、現在、搬出者に事前の報告が求められているが、定期的に、議会に報告を義務づけること。
- 事業者に対し、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法など引き続き厳格にチェックすること。
- 事業の変更・拡大にあつては、周辺住民に影響が及ぶことから周辺地域住民や団体に対し、事前にその内容について情報を公開すること。住民から要望があれば説明会を開催すること。

④市内環境の保全に幅広い取り組みを

- 無許可業者による無料回収が市内でも行われている実態があるが、家庭ごみの不法投棄につながるおそれがあることから、市民への啓発を工夫し、強化すること。

- 民地の空き地の適正管理が進むように、他市を参考に、条例改正など実効性のある施策を強めること。
- 琵琶湖市民清掃は市民が主体となっている事業ではあるが、開催時期が夏季のため熱中症予防も含め、開催時期の見直しや安全対策について啓発を強めること。
- 公共用水域の水質保全是公の責任である。下水道の整備予定区域にありながら、整備がされない地域で設置されている浄化槽の維持管理については、下水道整備を基本としつつ、企業局と連携して対応を図ること。また、県の補助金が適用されない場合は、大津市独自に制度をつくり補助すること。
- 屋内での禁煙・分煙が進む一方で、路上喫煙や歩きタバコの増加が懸念される。吸い殻ポイ捨て禁止、歩きタバコの危険性の啓発活動を強めること。また路上喫煙禁止区域の拡大を、よりいっそう進めること。
- 市内に設置されている公衆トイレは、市民や観光客が安全にかつ快適に使用できるように、適切に管理し必要な改修を行うこと。

2. 環境保全対策の充実・強化を

①地球温暖化防止対策の強化を

温暖化ガスの大幅削減のために、あらゆる対策に取り組むことが喫緊に求められている。

- 地球環境保全のみならず、防災の面からもエネルギーの地産地消が求められている。環境都市推進施策を強化すること。
- 太陽光パネル設置補助などの助成予算を増額するとともに、大津市の気候風土に適した再生可能エネルギーの活用を進めるなど、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギーの促進に取り組めるよう、施策を強化し推進すること。
- 地域住民・NPO 団体・中小企業などが、再生可能エネルギーを促進、事業化しやすいように、地域の金融機関と協力し、事業立ち上げのための無利子・無担保の融資制度を創設すること。
- 再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度を改善し、再生可能エネルギーの普及を進めるよう国に求めること。
- 太陽光発電設備については、適正なりサイクル等を推進および啓発に引き続き努めること。

②琵琶湖と自然環境の保全への積極的取り組みを

国民的資産である琵琶湖を、健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、昨年 9 月「琵琶湖の保全および再生に関する法律」が施行され、関係地方公共団体が講ずべき施策が示された。

- 水草の除去等、法律を具体化した積極的な取り組みを行うこと。また、水草を活用する研究に取り組むこと。
- 大津市内の一部の河川では、依然として悪臭や汚濁などが見られる。さらなる水質の汚濁防止に取り組むこと。
- マイクロプラスチックごみについて、琵琶湖での状況を把握し、防止策を検討すること。

未来まちづくり部（都市計画）

1. 災害に備える安全なまちづくりへ

- 自然災害の頻発により、被害も多角化、甚大化している。市民の命や財産を守る災害に強いまち

づくりがますます重要になっている。そのためには市民の理解と協力が不可欠である。市民とともにまちづくりを進めるという理念のもと、周知啓発を工夫するとともに、地域住民の取り組みを支援する補助制度の新設検討・拡充を積極的に行うこと。

- 市内の指定避難所の中には、耐震基準に満たない避難所も残されている。所管部局と連携し、早急に改修すること。
- 耐震補強案策定補助制度の復活、住宅等の耐震改修費用の無利子貸付制度を創設すること。
- 宅内防災設備の設置について、消防局とも連携し助成制度を創設すること。
- ブロック塀をはじめとした個人所有施設の安全点検は所有者任せではなく、広報を強めるとともに、点検・撤去・改修等の費用について、市独自の助成制度を創設すること。国に対して補助金の増額を要望すること。
- 大規模盛土造成地分布マップだけでなく、宅地の液状化被害可能性マップも公表すること。また、危険地域への周知とともに、専門家の協力を得ながら市と市民が対策について協議できる仕組みをつくること。

2. 安心して暮らせる住まいの確保を

住まいは生活の基本であり、「住まいは人権」との立場に立ち、安心できる住まいを確保する本市の公的責任を果たすことが求められている。

- 建築主事の確保や体制の強化による建築物の検査体制の拡充に引き続き取り組むこと。
- 住宅弱者に対する賃貸住宅入居費用の給付や相談体制の充実のために、必要な予算を堅持し、確保すること。
- 「大津市居住支援協議会」を設立し、市が主体的に関わって社会的弱者に対する居住確保の対策を強めること。
- 障がい者の住まいが絶対的に不足している。関係部局とも連携し、市内での整備を促進すること。市営住宅として、バリアフリー住宅の整備を早急に進めること。
- 市営住宅の管理運営に、指定管理者制度から市の直接業務に戻すこと。
- 市営住宅入居の際の連帯保証人制度は廃止すること。
- 新たな住宅困窮者を生まないために、市営住宅の名義をその子どもにも承継できるように条例を改定すること。承継ができない場合でも、それぞれの事情を丁寧に把握し、無理な退去を求めないこと。
- 市営住宅の火災報知器設置および更新は、市の責任で行うこと。
- 市営住宅の老朽化対策を先延ばしせず、文化的・健康的生活が確保されるよう、設備の改修、改善を早急に行うこと。

3. 市内のどこに暮らしても安心して暮らせるまちづくりを

- 拠点地域に人口を集中させる政策は、それ以外の地域の過疎化だけでなく、周辺環境の荒廃にもつながる。市域全体の発展を目指し、市内のどこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを進めること。
- 空き家対策モデル地域の取り組みを検証し、課題を明確にすること。
- 空き家を整備し、市外からの転入者の増加や、若年者や低所得者、住宅弱者の住まい確保につなげるためのマッチング制度をつくること。
- 地元建設技術者が、診断や住宅改修などの技術力を身につけられるよう支援すること。

4. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業から市民を守るために

- 2018年4月に「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」が施行されたが、辺地域の住民からは今なお、不安の声が寄せられている。課題を検証し、実効ある条例とするために必要な条例改正を行うこと。
- 民間事業者による開発事業の許可にあたっては、災害防止のためにも許可基準の見直しや、許可された計画通りに進められるよう指導・監督の判断基準の明確化など、引き続き検討、体制の強化を図ること。
- サイエンスパーク内の競走馬育成施設整備について地域住民との協議が合意されたが、約束通り執行されるよう、市として指導すること。

5. 農地保全をまちづくりの一環として取り組みを

- 産業観光部とも連携し、市街地農地の保全・発展をまちづくりの計画に位置づけ取り組むこと。
- 市街地農地を保全するため、周辺の環境や景観の維持など市街化調整区域における規制・誘導策の導入を検討すること。

6. 景観保全や歴史的資源の活用で住民主体のまちづくりを

大津市には自然景観、歴史的資源など、恵まれた特色が多くある。これを生かして来訪者を増やし、まちの活性化につなげることが望まれている。保全や活用方法などを住民とともに考え、市民が誇れるまちづくりを進めることが重要である。

- 地域での取り組みを推進するために、景観重点推進地区の取り組みを広げ、景観協定や地区計画などに必要な情報や協議の場の提供、専門家のアドバイスなど適切な支援を行うこと。
- 景観保全のため、屋外広告物規制の重点地域を拡大するなど取り組みをいっそう進めること。
- 大津駅前の中央大通り活性化のためのジュネーブ構想のように、大津の玄関口だけに特化するやり方ではなく、市民生活の向上につながる事業となるような活性化策を検討すること。
- 計画から整備まで民間任せにするのではなく、市民の意見を反映し、市が主体性を持った取り組みとすること。

7. 駅周辺整備の適切な推進を

- JR 瀬田駅前には、人口増加に伴い朝夕の送迎自家用車とバスやタクシーで混雑し危険な状態である。応急的な整備はされたものの解決にはいたっていない。抜本的な解決に向け、用地取得し整備を急ぐこと。
- 大津駅ビルへのエレベーターの設置について、引き続き JR や事業者と協議し、早急な実現に向けて取り組むこと。

8. 安全・安心な公園・広場の維持管理を

- 公園等の遊具は、子どもの命に関わるものであり、定期的に安全点検を実施し、修繕や改良を迅速に行うこと。また、遊具の設置・撤去については周辺住民・利用者の意見や要望を踏まえて検討すること。
- 安全確保やまちの美観、観光推進の観点からも、予算を増額して除草回数を増やすこと。
- 公園のトイレについては、公園利用者だけでなく「公衆トイレ」としての役割を持っている。老朽化したトイレの改修とともに、洋式化の推進や身障者用のトイレなどを整備すること。

- 近年、園庭のない保育園が増え、公園が利用されている。こうした公園には面積にかかわらず、トイレと手洗い場を作ること。

9. スポーツ施設の改善、バリアフリー推進を

ふれあいスポーツセンターは、障がい者、健常者がともにスポーツに親しむことができることを目的とした施設であり、その役割を果たすことができるよう、利用者から寄せられる声を運営に反映することが大切である。また施設を通して、市として障がい者に対する合理的配慮などの理解を促進していく必要がある。

- ふれあいスポーツセンターは、障がい者、健常者がともにスポーツに親しむことができることを目的とした施設であり、その役割を果たすため、指定管理者制度ではなく障がい者福祉に知見を持つ団体に運営を委託するなど、管理運営について再検討すること。また、障がい者が利用しやすいレッスンの時間帯を設定するなど、障がい者、健常者の利用のバランスを図ること。
- 皇子が丘温水プールについては、耐震性が確保されておらず、老朽化も進んでいる。市民が安心して利用できる施設に向けて、速やかに改修計画を策定し、必要な予算の確保のために関係機関にも要請するなど財源確保に努めること。

未来まちづくり部（建設）

1. 市民の交通・移動権を保障する地域公共交通の充実を

- 市民誰もが、どこに住んでいても安心して暮らし続けられるように、「移動権」を確保するための交通体系を整備する責任を果たし、コミュニティバスやデマンドタクシーの導入など交通弱者を解消する具体的な取り組みを進めること。そのための予算を抜本的に拡充すること。
- 安全性などの問題で実現には遠い自動運転バスに予算を偏重せず、たちまちの移動困難の解決に、適切に予算を振り向けること。
- 地域活性化協議会において新たに交通不便地域の選定が検討されている。地域住民の声やアンケートを踏まえ、高齢者の等の実態に見合った地域の対策を応じること。
- 大津市北部・高島市にとって公共交通の要である JR 湖西線を JR の責任において存続させるよう取り組みを強めること。
- 志賀地域で実施されているデマンドタクシーについては改善が行われているが、小松学区からは和辻駅周辺までの料金が高く、使いづらいとの声が寄せられている。引き続き改善に取り組み、市の責任でデマンドタクシーを継続すること。
- 葛川地域をはじめとする北部地域のバス路線、デマンドタクシーの確保のため、引き続き支援をすること。
- 住民の助け合いによる移動支援事業が実施されているが、担い手の高齢化で継続が困難となっている。市民と行政の協働の取り組みとして、事業に対する財政的な支援制度の創設と、担い手づくりも支援を検討すること。
- 一般ドライバーがインターネットを介して利用者と契約し、自家用車で運ぶライドシェア（相乗り）や、自動運転については、利用客の安全確保が担保されておらず、安易な導入や利用促進などは行わないこと。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しやすいよう公共交通の充実を図るとともに、市独自の支援制度を創設すること。

2. 道路、鉄道の安全性・利便性の抜本的向上を

- 近江舞子駅など、志賀地域にある JR 駅は、市としてバリアフリー基本構想に位置づけるとともに、合併特例債を活用して、JR の負担分を市が予算化して年次的にエレベーター設置の取り組みを進めること。
- 乗客の安全確保や利便のためにも駅員の複数以上の配置を JR に求めること。また、ホーム転落防止柵の設置、トイレの整備、駐輪場の設置、施設のバリアフリー化を求めること。
- 湖西線比良駅の乗降客数は、昨年、バリアフリー法のエレベーター設置基準の 3 千人を超えた。JR や国、県と連携して設置を進めること。
- 京阪電車駅前駐輪場について、京阪電鉄とも協議をし、利便性の向上や通学費負担軽減などに取り組むこと。

3. 利用しやすい駐車場事業の推進を

- 公共駐車場のあり方については、公共性や採算性ばかりを優先させるのではなく、市民サービスや周辺環境への影響、雇用創出など広い視野で考えること。
- 民間駐車場の進出が広がっているが、公共駐車場の存在が料金を抑えている一面があることから安易な廃止は行わないこと。
- パークアンドライドや当日最大料金の導入など、利便性向上の取り組みを進めて効果が現れているところであるが、利用回数の減っている駐車場もある。よりいっそうの利便性の高い公営駐車場の運営を進めること。
- 障害者割引については、利便性の向上に取り組まれているが、どの駐車場を利用しても同じように手続きができるよう、引き続き改善策の研究・実現に取り組むこと。

4. 生活道路の整備促進を

- 本市の道路管理瑕疵による事故が相次いでいる。市民の安全のため抜本的な道路改修・維持対策を講じること。
- 本年 5 月の保育園児が巻き込まれた事故をきっかけに、緊急的に散歩道や通学路の安全対策が実施されることになった。事業が着実に実施されるよう、人員など必要な体制を確保すること。また、今回計画に盛り込まれた箇所だけでなく、対策が必要な箇所を常に把握し、安全対策を図ること。
- 子どもや交通弱者の目線に立った車両への注意を促す標識や看板の設置などを早急に進めること。高齢者や子どもにも認識できるよう、視覚的に危険を知らせるなど表示を工夫すること。
- 安全確保のためには、道路設備だけでなく、植栽の管理をはじめ、違法駐車や不法投棄、店舗の置き看板まで、様々な周辺環境も関わってくる。道路改修・整備とあわせて、関係各課が連携して交通安全施策を進めること。
- 視覚障がい者等の安全通行のために点字ブロック、誘導用線ブロックなどの敷設を計画的に実施すること。
- 公共性の高い私道については、周辺住民の要望も聞きながら、必要な場合は市が補助を行うことも含め、指導・整備を行うこと。
- 防災の観点からも側溝整備を、地域と協議をしながら計画的に進めること。
- 葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。滋賀県とも連携し、私道や歩道の除雪

も、地域限定という条件で実施に向けて取り組むこと。

- 改修計画に含まれていない一般橋梁についても、定期点検を実施し、適切な修繕・管理を行うこと。

5. 琵琶湖大橋は無料へ

- 無料化を先延ばしせず実施するよう県に求めること。

6. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を

- これまでの予想を遙かに超える集中豪雨が頻発している。県の流域治水計画に対応した治水対策の指針を早急に策定すること。
- 大戸川流域については、引き続き計画的な河川の整備・改修を行うとともに、日常的な維持管理の実施を県に求めること。
- 大戸川流域での内水氾濫について、地域住民とともにハザードマップを活用した防災対策を検討し、推進すること。
- 県が管理する市内河川において、草木が生い茂っているところが散見される。豪雨の際には、災害をさらに拡大させることにつながる恐れもあるため、県に対し草木の除去、浚渫を行うよう要望すること。

企業局

1. いのちの水を守る水道事業の安定運営を

- 国は水道事業の民営化、広域化に道を開く水道法「改正」を強行した。市民の命と健康を守るために欠かせない水を安定的に供給するためには、市が主体的に事業運営に取り組むことが必要である。コンセッション方式も含め、民営化は行わず、国の広域化推進に反対すること。
- 水道設備の耐震化に対する財政的、技術的支援を国が責任を持って行うよう求めること。
- 本市の配水池や浄水施設の耐震化率は、全国平均より低くなっている。近年の豪雨災害の被害状況などを鑑み、一般会計から繰り入れも行き、早急に対応すること。

2. 市民負担に頼らない下水道事業の安定した運営を

- 公費と私費の負担割合については、暮らしを脅かすことがないよう市民目線にたって判断するとともに、公衆衛生の観点から引き続き適切な公費投入を行うこと。
- 全国的に課題となっている不明水対策については調査・検討が進められているが、取り組みを推進するために国のさらなる支援を求めること。
- 下水道事業の安定した運営のため、国庫負担を削減せず充実するように、引き続き国に要望すること。
- 下水道の整備予定区域にありながら、整備がされない地域で設置されている浄化槽の維持管理については、下水道整備を基本としつつ、水質保全のために環境部と連携して対応を図ること。また、県の補助金が適用されない場合は、大津市独自に制度をつくり補助すること。
- 近年、園庭のない保育園が増え、公園が利用されている。こうした公園にトイレと手洗い場を設置できるよう、管路の引き込みなど関係部局と連携して取り組むこと。

3. 市民に安全・安心の継続したガス供給を

- 今年度から官民連携出資会社によるガスの小売、緊急対応などが開始されたが、企業局が市民と築いてきた信頼を守りながら、安全・安心で継続したガス供給が行われるよう市が責任を果たす必要がある。市民サービスを守り充実させるため、ニーズを積極的に把握してサービスの向上に取り組むこと。
- コンセッション方式の導入目的は、事業の効率化、コスト削減とされている。市民福祉を守る立場から、業務ごとの効果やサービスへの影響をチェックするなど定期的な検証を行い、運営状況を市民に公開すること。
- 運営権者の利益優先とならないよう、各サービス単価が適切に設定されるようにすること。
- 市民の情報が適切に管理されているか、不正利用、情報流出が起こらないよう厳格に監督すること。
- 業務のモニタリングが、市民福祉を守る立場から確実にできるような、経営や技術革新の動向などを的確に判断できる専門的力を備えた職員を養成し、体制を充実させること。

4. 市民のライフラインを守る職員の養成と職場環境の改善を

企業局が担う事業は、市民の健康で文化的な生活を支える重要なライフラインであり、きわめて公共性が高い。そのため市民には安全・安心の運営とサービスが提供されなくてはならず、事業を担う職員には技術だけではなく、知識、経験が欠かせない。

- マルチ職員の養成が行われているが、市民対応、現場対応を自らの判断で行えるようマニュアルに頼らない専門職として、技術のみならず知識や経験を継承できるよう計画的な職員養成を進めること。
- 安易な包括的民間委託はやめ、必要に応じて業務ごとの委託を導入するなど、発注内容を確実にモニタリングできるようにすること。
- 工期短縮やコスト削減などの効果を見込み、施設整備にデザインビルド方式を導入しているが、設計・施工を丸投げすることで過大投資になったり、市のチェック機能が低下したりしないように、適切な市の関与を位置づけること。

5. いのちを守る料金水準の堅持、減免対応を

- 消費税率の引き上げや社会保障の切り捨てにより、市民負担は増大している。料金の値上げは行わないこと。
- 福祉部局と連携し、生活困窮世帯への料金減免制度を創設すること。
- 生活困窮などによる料金滞納については、機械的な対応とならないよう生活実態や事情を丁寧に把握し、引き続き市内の生活困窮支援連絡会で情報共有して、市民の暮らしを守る対応を行うこと。

教育委員会

1. いじめを乗り越え、子どもの権利条約に基づいた安心して学び成長できる学校へ

1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを

①子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を

- 「子どもの権利条約」の精神に則り、子どもたちが自らの権利を理解し、行使できるよう、より

具体的にわかりやすく学べる機会を確保すること。

- 「子どもの権利条約」について、家庭や地域をはじめ社会の共通認識とし、尊重できる環境を整備するために、わかりやすいパンフレットの作成や研修会などに取り組むこと。あわせて、地域の協力を得ながら様々な機会を通して、子どもたちの発言を保障し、子どもたちが主体の自主的活動を増やすこと。
- 社会の世相を反映し、子どもが抱える問題も複雑・多様化している。子どもが安心して相談できる体制、環境が求められており、学校現場や市長部局とも連携し、これまでの取り組みを検証して、子どもに寄り添う体制整備に取り組むこと。
- 学校現場、教育委員会は、何よりも子どもの命が最優先されることが原則という共通認識を徹底すること。
- 子どもたちへの日常的、継続的な相談、支援を行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や、適切に福祉部局と連携がとれるようにするなど学校現場への支援を強めること。
- 中学生の職場体験学習の実習先に自衛隊が含まれているが、自衛隊は、労働権も保障されず、命令に従わなければ処罰されるという、他の職業にはない厳しい職務が要求される。軍事的行為につながる自衛隊での職場体験を、他の職場体験と同列に扱うべきではなく、市内中学校で自衛隊への職場体験は引き続き行わないこと。
- 現在進められようとしているプログラミング教育は、国際競争に勝ち抜く人材育成を目標としており、本来の教育の目標である一人ひとりの「人格の完成」とは逆行する。子どもたちの成長・発達段階にはその時々身につけるべきこともあり、視力や体力低下などの健康被害も危惧される。さらには経済的貧困が教育的貧困につながることも深刻化している。そうした懸念を払拭できる条件整備もなく、拙速に導入しないこと。

②教職員の労働環境改善へ取り組みの強化を

- 超過勤務を軽減・解消するために、業務の ICT 化や放課後の業務効率化などが行われているが、その成果を検証し必要な改善を図る予算の確保に努めるとともに、抜本的な解決策としての教職員の増員に継続的に取り組むこと。
- 保護者対応をはじめとした様々な学校課題については、個人任せにせず組織として課題解決に向けて取り組むことを原則とすること。また、法律相談やスクールロイヤーを配置した取り組みを検証し、適切に専門家の支援が得られるように体制整備を行うこと。
- 部活動の指導による過労が問題化している。実態の把握に努め負担軽減の取り組みを進めること。
- 子どもたちの健やかな学習活動と、教員の子どもたちと向き合いふれあう時間を保障するために、さらなる少人数学級の推進や複数担任制を促進すること。
- 現場の実態に相応しい職員が配置されるよう、引き続き国・県に対して強く要望すること。
- 学校用務員の人員削減、委託化が進められているが、学校環境の整備や学校運営の円滑化のために果たす役割は大きい。学校は教員のみならず、養護教諭や事務職員、用務員といった他職種の大人の支えがあってこそ、子どもたちの豊かな成長が実現できる。あらためてその役割を認識し、学校用務員の職務内容の徹底、研修の強化を行うとともに、民間委託ではなく正規化に向けて取り組むこと。

2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を

①教育権を保障する学校環境整備を

- 小中学校は地域のまちづくりの重要な拠点であり、適正化計画については、単に児童数だけで判断するのではなく、地域の現状を踏まえ、地域住民との話し合いを重ねて、地域住民の納得のいく形で進めること。
- 行き届いた教育の保障のため、引き続き 30 人学級の早期実現に向けて、国・県に強く働きかけるとともに、市独自でさらに少人数学級を推進すること。
- 子どもたちの健やかな成長を支える給食の実施に向け、「安全でおいしい」「地産地消」の実現はもちろんのこと、「防災機能」「アレルギー対応」の取り組みを推進すること。市が責任を持ってチェックする体制を強化すること。
- 中学校給食の実施にあたり、学校現場での実施状況を聞き取り、必要に応じて速やかに改善を図り、円滑な運営に努めること。
- 学校図書館の充実のため、引き続き国・県にも財政支援を求めながら、すべての学校に専任の学校司書が常時配置できるよう、市としても専任の学校司書を順次、増員すること。
- 学校体育館の床や照明施設、清掃用具などの老朽化、不具合が散見される。災害時の避難所としての活用も視野に入れた適切な管理、整備が求められている。定期的に学校巡回を行うことや、学校現場からの通報に速やかに対応すること。適切な改修、補充のために必要な予算を確保すること。
- 深刻さが増している特別支援学校のマンモス化は、子どもたちの安全にも関わる重大な事態であり、早急に解決しなくてはならない。児童、生徒の教育環境改善のために、緊急性を要する事案として引き続き県に対し、大津市南部に特別支援学校の新設を強く要望すること。また、市内の子どもたちの学習権を保障する立場で、このまま放置することなく、市立の特別支援学校の設置のため、国に支援を働きかけるなど必要な手立てを講じること。
- 特別支援学級は、子どもたち一人ひとりの学習権を保障するために、教員の複数配置など実態に即した適切な体制を県に求めるとともに、当面、市独自で配置すること。
- 医療的ケアが必要な児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、教育委員会が責任を持って通学を保障し、等しく教育を受けられるよう福祉部局と連携し送迎の体制整備に取り組むこと。

②経済的格差を持ち込ませない教育へ

どの子どもにも希望する就学を保障していくことは、貧困の連鎖を断ち切り個人の能力を開花させていく上でも、ひいては社会の発展にとっても重要なことである。

- 子どもの貧困が広がり深刻になる中、どの子どもも等しく教育を受けることができるように、就学援助の基準を生活保護基準額の 1.5 倍に引き上げること。
- 国は 2010 年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費を就学援助費の支給品目に加えた。本市でも支給品目に加えること。
- 新入学学用品費（入学準備金）は、すべての対象者に入学前の実際に必要な時期に支給できるようにすること。
- 就学援助費給付のための国庫負担割合を増やすよう、国に強く求めること。
- 生活保護基準の見直しによって、家庭内学習に不可欠の参考書や問題集などの購入費用が学習支援費の対象から外された。教育を受ける権利を保障するため、国に対して復活を求めるとともに、クラブ活動費についても請求・支給漏れがないように、生活福祉課と連携し周知に努めるこ

と。

- 給食は教育の一環であり、食育の推進のためには重要な役割を担っている。全国で取り組みが広がっている給食の無償化に向けて検討を行うこと。
- 保護者の負担軽減のため、給食費の値上げは行わないこと。未納世帯については、状況把握を丁寧に行い、市長部局との連携で福祉とつなぐなど、子どもたちが安心して通学できるよう配慮すること。
- 制服代の保護者負担が大きい。各校独自の取り組みに任せるのではなく、すべての学校において「制服リユース」が行えるよう市が主体的に取り組み、保護者への周知に努めること。
- 経済的理由で進学を諦めることがないよう高校進学に伴う奨学資金制度を実施しているが、原資は一般会計でなく基金であるため、給与の対象は毎年 20 人まで、近年では 17 人程度に抑えられている。制度を市民に周知するとともに、一般会計から財源を投入し、必要な子どもが利用できるよう抜本的に制度を改善すること。
- 現在、遠距離通学の補助は一律 2 分の 1 とされている。義務教育でありながら、住む地域によって通学費に負担の差があることは、教育の機会均等に反する。遠距離通学費については全額補助を行うことを目指し、負担額に応じた補助率に設定し軽減を図ること。

③子どもや学校の自主性を重んじ、民主主義を守る教育の推進を

- テスト学力の重視や、競争を助長することにつながる「全国・学力学習状況調査」—全国学力テストへの参加は中止すること。また、本市は結果を公表しているが、地域、学校間の競争を煽り、子どもの発達のゆがみを引き起こすことが懸念される。市内平均正答率や学校ごとの結果公表は行わないこと。
- 全国学力テストで測定できることは、あくまでも学力の一部に過ぎない。結果に固執した対策ばかりが強化されることがないように、日々の学習活動の積み重ねの中で、一人ひとりの子どもたちが着実に学力を身につけられる授業の研究などに取り組むこと。
- 教育は、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が保障されなければならない。この認識を共有し、教育委員会は管理や統制ではなく、各学校において民主的な運営が行えるよう、現場の教員の意見を尊重し、自主性を保障できる組織づくりへ支援を行うこと。
- 若者が主権者として政治に関心を持ち、自覚的に選挙権を行使できるように、義務教育の時期から、主権者としての自覚と成長を支える教育を、市議会との連携をはじめ具体的に実施すること。
- 日の丸・君が代については、国民の中に大きな意見の対立もある。学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。
- 道徳教育は、すべての人に人間の尊厳があることを土台にし、子ども一人ひとりの選択による価値観形成を大切にすることが基本である。多様な価値観を認め、特定の考えを押しつけることがないように取り組むこと。

④通学路の安全と災害に強い学校づくりの推進を

- 近年、通学途上での交通事故や不慮の事故が多発し、子どもたちの大切な命が奪われる事案が増加している。通学路の道路構造や施設などのハード面の改修とあわせて、関係機関と連携して運転手の意識啓発、パトロールの強化や身の安全を守る講習の機会、地域の見守り活動などのソフト面も同時に推進すること。

- 子どもたちの命を守ることを第一に、学校施設内の安全点検を行うとともに、学校防災教育アドバイザーの活用など専門的助言と現場教師の視点も活かした実践的な防災訓練の取り組みを強めること。

2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を

①地域コミュニティの拠点として公民館の充実を

- 公民館は、生涯学習の場であるとともに、その地域での「まちづくり」「コミュニティづくり」の拠点となっている。社会教育法に基づく市民の学ぶ権利と自由を保障するため、拙速なコミュニティセンター化は行わず、地域の合意形成を大切にしながら自主的な取り組みを進めていくこと。
- 公民館は市民センターの併設施設として、学校施設同様、災害時の市民の避難場所としての機能を果たすことになる。老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うとともに、緊急の修繕にも迅速に対応をすること。
- 市民の多様な社会教育活動を保障し、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割が果たせるよう、地域住民、利用者団体との丁寧な関係づくりや連携協力に努めること。

②豊かな公立図書館の実現へ

- 市立図書館は、引き続き公立図書館としての役割を果たすため、直営とすること。また、図書館協議会の意見や図書館職員へのアンケート、市民アンケートを反映させ、施設の改善とあわせて公立図書館としての機能を充実させること。
- 深刻化する書庫の不足に対応するため、場所の確保、適正管理を行うための施設整備に引き続き取り組むこと。
- 施設の老朽化、書庫不足は深刻化する一方である。早急に書籍の適正管理のための対策に取り組むとともに、老朽化した施設の改修の計画を作成し、必要な予算確保に努めること。
- 本市の図書館予算や図書の貸し出し数は県内でも最低レベルである。図書購入費を増額するとともに、図書館司書の確保は嘱託ではなく資格を有する正規での職員配置を行うこと。
- 図書の貸し出しを補う移動図書館の巡回場所を増やすこと。
- 図書館など「公立社会教育施設」の所管を首長部局へ移管することは、社会教育行政の衰退につながる恐れがあり、引き続き教育委員会が所管すること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備促進を

- 文化財保存事業に係る補助制度の継続、拡充を引き続き国に求めること。
- 国からの予算の確保とともに、市の予算を措置して史跡整備を促進すること。
- 発掘が行われた文化財や史料の収納・展示などの場所が不足している。市民が身近に触れることができるような場所の確保や施設整備など、適切な保存・管理ができるように引き続き取り組みを進めること。

④郷土の歴史を知り、情報発信の場としての歴史博物館の充実を

- 市内の身近な歴史・文化・史跡などに関わる展示や、市民と協働の企画展の充実と市内外への企画展など取り組みの情報提供、広報活動を引き続き強化すること。
- 市民のみならず多くの人々が訪れる大津の観光資源として活用できるよう、予算を確保し計画的に施設改修を進めること。

消防局

1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を

- 消防力の整備指針に基づき、配備している緊急車両の乗車に必要な消防職員の増員を計画的に進めること。
- 消防力強化のために、国家資格の救急救命士および認定救急救命士、予防技術資格者などの資格者の増員に必要な環境を整備し、引き続き取り組みを強化すること。
- 山岳事故の増加や水難事故等の救助に対応できる資機材の充実を図るとともに、専任救助隊の配備に引き続き取り組むこと。
- 市民の安全・安心にとって焦眉の課題である中消防署の移転先を市長部局と連携し、早急に決定すること。
- がけ崩れや河川氾濫、液状化被害などの危険箇所の点検と対策、観測体制と災害情報発信体制の強化を図ること。
- 消防職員が十分な力を発揮できるように、健康相談や健康教育を進めるとともに、休憩時間に心身ともに休める環境整備を進めること。

2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を

- 消防団の器具倉庫の耐震化、消防車両の更新は計画を立て、着実に進めること。
- 消防団員確保、団員の技術力の向上について、団任せにすることなく、局として積極的に取り組むこと。
- 災害被害が甚大化している。各学区での地区防災計画が策定できるよう支援を強化すること。
- 自治会未加入世帯に対する防災対策の意識啓発や情報の周知など広報活動を強化すること。

3. 火災報知器など防災設備の設置促進と防火水槽の維持管理を

- 住宅用火災警報器の設置率向上に引き続き取り組み、維持管理についても広報に取り組むこと。
- 感震ブレーカーなど有効性が確認されている防災設備の設置促進の広報活動を強めること。
- 諸設備の設置に対し、高齢者など作業が困難な方には各消防署が取り付け支援を行うなども検討し、促進を図ること。
- 低所得者などに対して、補助制度をつくるなどの設置促進策を検討すること。市営住宅での設置について、未来まちづくり部とも連携し予算措置を行うこと。
- 商業施設の防火施設や避難経路の検査、指導の強化を図ること。
- 防火水槽の点検・維持管理、改修計画の推進を図ること。

4. 人命最優先の救急体制を

- 救急車の有料化は行わず、救急車の適正利用のための広報活動を強化すること。

日本共産党大津市会議員団

大津市御陵町3-1 大津市役所内 日本共産党議員団控室

電 話：077-528-2842（直通）

FAX：077-524-5613

| | |
|-------|--------------|
| 市議会議員 | 柏木敬友子 |
| 市議会議員 | 岸本 典子 |
| 市議会議員 | 小島 義雄 |
| 市議会議員 | 杉浦 智子 |
| 市議会議員 | 立道 秀彦 |
| 市議会議員 | 林 まり |

日本共産党大津湖西地区委員会

大津市西の庄5番16-1

電 話：077-525-1500

FAX：077-525-1661